

平成29年 3 月高浜市議会定例会会議録（第 1 号）

平成29年 3 月高浜市議会定例会は、平成29年 2 月24日
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定
(諸 報 告) |
| 日程第 3 | 施政方針 |
| 日程第 4 | 教育行政方針 |
| 日程第 5 | 同意第 1 号 公平委員会委員の選任について |
| 日程第 6 | 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 7 | 議案第 3 号 指定金融機関の指定について |
| | 議案第 4 号 事業契約の締結について |
| | 議案第 5 号 高浜市住民投票条例の一部改正について |
| | 議案第 6 号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の廃止について |
| | 議案第 7 号 高浜市児童遊園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| | 議案第 8 号 高浜市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を定める条例
の一部改正について |
| | 議案第 9 号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について |
| | 議案第10号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| | 議案第11号 高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| | 議案第12号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について |
| | 議案第13号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の
一部改正について |
| | 議案第14号 高浜市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について |
| | 議案第15号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一
部改正について |
| | 議案第16号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について |
| | 議案第17号 高浜市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について |
| | 議案第18号 高浜市立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正について |

議案第19号 高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の一部
改正について

議案第20号 高浜市スポーツ施設等の指定管理者の指定の変更について

日程第8 議案第21号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第7回）

議案第22号 平成28年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）

議案第23号 平成28年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）

議案第24号 平成28年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）

議案第25号 平成28年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）

日程第9 議案第26号 平成29年度高浜市一般会計予算

議案第27号 平成29年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算

議案第28号 平成29年度高浜市土地取得費特別会計予算

議案第29号 平成29年度高浜市公共下水道事業特別会計予算

議案第30号 平成29年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算

議案第31号 平成29年度高浜市介護保険特別会計予算

議案第32号 平成29年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算

議案第33号 平成29年度高浜市水道事業会計予算

日程第10 報告第1号 平成29年度高浜市土地開発公社の経営状況について

報告第2号 平成29年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について

日程第11 議員派遣について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番 杉浦康憲

2番 神谷利盛

3番 柳沢英希

4番 浅岡保夫

5番 長谷川広昌

6番 黒川美克

7番 柴田耕一

8番 幸前信雄

9番 杉浦辰夫

11番 神谷直子

12番 内藤とし子

13番 北川広人

14番 鈴木勝彦

15番 小嶋克文

16番 小野田由紀子

欠席議員

10番 杉浦敏和

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩				
副市	長	神谷坂敏				
教	育	都築公人				
企	画	部	長	神谷美百合		
総合政策	グループ	リーダー	野口恒夫			
人事	グループ	リーダー	杉浦崇臣			
総	務	部	長	内田徹		
行政	グループ	リーダー	山本時雄			
財務	グループ	リーダー	岡島正明			
市民総合窓口	センター	長	大岡英城			
市民窓口	グループ	リーダー	三井まゆみ			
市民生活	グループ	リーダー	芝田啓二			
税務	グループ	リーダー	山下浩二			
福	祉	部	長	加藤一志		
地域福祉	グループ	リーダー	木村忠好			
介護保険・障がい	グループ	リーダー	竹内正夫			
福祉まるごと相談	グループ	リーダー	野口真樹			
生涯現役まなび	グループ	リーダー	兼総務部	グループ	リーダー	磯村和志
こども未来	部	長	中村孝徳			
こども育成	グループ	リーダー	都築真哉			
文化スポーツ	グループ	リーダー	鈴木明美			
都	市	政	策	部	長	深谷直弘
都市整備	グループ	リーダー	田中秀彦			
企業支援	グループ	リーダー	島口靖			
都市防災	グループ	リーダー	神谷義直			
上下水道	グループ	リーダー	杉浦睦彦			
地域産業	グループ	リーダー	板倉宏幸			
会	計	管	理	者	長谷川宜史	
学校経営	グループ	リーダー	内藤克己			
監査委員	事務局	長	杉浦義人			

職務のため出席した議会事務局職員

議	会	事	務	局	長	加藤元久
主	査	加藤	定			

主 査 内 藤 修 平

議事の経過

○副議長（浅岡保夫） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私御多忙のところ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

初めに、議長より欠席届が提出され、3月定例会を欠席することとなりました。つきましては、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、副議長の私、浅岡が議長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

3月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に提案されました諸案件につきまして、議員各位におかれましては、市民の要望に応えるべく厳正かつ公正なる御審議を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

午前10時00分開会

○副議長（浅岡保夫） ただいまの出席議員は15名であります。よって、平成29年3月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成29年3月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を大方の方に御参集をいただきまして、まことにありがとうございました。

日ごろより、市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

さて、高浜市では、第6次高浜市総合計画のもと、平成23年度から平成33年度までを前期、中期、後期の3つに区分し、計画的にまちづくりを行っておるところでございますが、平成29年度は中期基本計画の最終年度となります。平成29年度の事業概要につきましては、後ほど施政方針の中で述べさせていただきますが、中期基本計画の実行に加え、平成30年度から開始する後期基本計画の策定も見据えた予算編成となっております。中期基本計画の総仕上げを行いつつ、評価・検証し、後期基本計画に生かすよう努めてまいりますので、皆様方の一層の御指導、御鞭撻をお願いいたします。

次に、本定例会に提案をいたします案件について申し上げます。

本定例会におきましては、同意2件、一般議案18件、補正予算5件、当初予算8件及び報告2

件の計35件をお願いするものでございます。

詳細につきましては、副市長、担当部長及び会計管理者より説明をさせていただきますので、慎重御審議の上、御同意、御可決あるいはお聞き取り賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時4分開議

○副議長（浅岡保夫） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○副議長（浅岡保夫） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 御異議なしと認めます。よって、6番、黒川美克議員、7番、柴田耕一議員を指名いたします。

○副議長（浅岡保夫） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、幸前信雄議員。

〔議会運営委員長 幸前信雄 登壇〕

○議会運営委員長（幸前信雄） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日、招集されました平成29年3月高浜市議会定例会の運営につきましては、平成28年12月15日、平成29年2月17日及び本日、委員全員出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。

当局より提示されました案件につきましては、検討いたしました結果、会期は、本日より3月24日までの29日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取り扱いにつきましては、本日は、同意第1号及び同意第2号を即決で行い、議案第3号から議案第33号までの議案の上程、説明後、報告第1号及び報告第2号について報告を受けます。

2月27日及び28日の2日間は一般質問、一般質問終了後、関連質問を行います。

3月2日については、議案第21号から議案第25号までの補正予算関係議案の質疑、討論、採決を行い、議案第3号から議案第20号まで及び議案第26号から議案第33号までの総括質疑を行います。総括質疑後、予算特別委員会の設置を行い、議案第26号から議案第33号までの平成29年度当初予算関係議案を付託いたします。

総務建設委員会については、議案第3号、議案第5号から議案第8号までの5議案、福祉文教委員会については、議案第9号から議案第16号まで、議案第18号及び議案第19号の10議案、公共施設あり方検討特別委員会については、議案第4号、議案第17号及び議案第20号を付託し、審査を願うことに決定いたしました。

なお、議案の委員会付託後、ミニボートピア設置検討特別委員会の設置を行い、請願第1号から請願第3号まで、並びに陳情第2号及び陳情第3号を付託し、審査を願うことに決定いたしました。

各委員会の日程につきましては、既に配付してあります日程表のとおりですので、御了承いただきますようお願い申し上げます。

この3月定例会が円滑に進行できますよう格段の御協力をお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 幸前信雄 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月24日までの29日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月24日までの29日間と決定いたしました。

ここで、諸般の報告をいたします。

本日まで既に配付されております請願・陳情文書表のとおり、請願3件、陳情3件が提出され、これを受理いたしました。請願につきましては、ここで紹介議員より趣旨説明を求めます。

初めに、請願第1号 二池町のボートピア建設同意に反対の決議を求める請願及び請願第2号 高浜市二池町にボートピアを建設しない事を求める請願、以上2件の趣旨説明を求めます。

12番、内藤とし子議員。

[12番 内藤とし子 登壇]

○12番（内藤とし子） おはようございます。

請願第1号 二池町のボートピア建設同意に反対の決議を求める請願書の趣旨説明を行います。
なお、案文の朗読をもって趣旨説明といたします。

この請願は、請願者は、二池町にギャンブル施設いらないの会代表、金原豊満さんから出されております。

請願趣旨として、昨年7月15日（株）碧海総合研究所より提出された、高浜市二池町四丁目5番地28等への小規模場外舟券売場「（仮称）ボートレースチケットショップミニボートピア高浜」（以下、ボートピア）の設置同意申し入れに対して、地元町内会は本年1月9日臨時総会を開催し、理事と班長の投票によって「同意」を賛成多数で議決しました。

しかし「同意」決議に至る過程において、ボートピア建設に地元住民の半数以上（53%）が反対しているのに、町内会長はこの声を全く受け止めることなく建設反対署名は役員会に回らず、ボートピア社長、野中氏に転送するという異常な対応を取ったり、また、臨時総会欠席者の投票用紙の賛否どちらかに丸印する部分を隠さず、投票権のある理事によって総会前に回収され、開票予定日の臨時総会前に町内会長ら一部役員が班長の賛否数を把握できる状況を作ったり、通し番号の無い投票用紙が一部に使われるなどのデタラメな投票が行われました。さらに臨時総会に向けて理事が投票用紙を早めに手渡しした班長と簡易書留で回収締切の2日前に郵送されてきた班長がいるなど、建設反対と目される班長には恣意的に投票の機会を奪うことなども行われていることから、投票の公平性、投票の秘密保持等の手続きが適正に行われていないことに地元住民をはじめ大勢の方々から投票結果に批判や懸念、無念の声が上がっています。

町内会は住民の安全、住みやすい町を軽視しているとも思えます。

以上の事から私たちは、町内会の投票結果は納得できず無効と判断しております。

さらに競艇は、もともと刑法で禁止されている賭博および富くじ販売の特例として認められている公営ギャンブルの一つですが、法務省の見解が示すように「勤労の美風を害するばかりでなく、副次的な犯罪を誘発し、さらに国民経済の機能に重大な障害を与える恐れすらある」という内容をはらむものです。このことは、ギャンブル依存症を増やし、多重債務、失業、自殺、犯罪を誘発する問題があとを絶たないばかりか、青少年の健全育成への影響を懸念する多くの声が子を持つ親や教育関係者から上がっていることを見ても明らかです。そもそも敗者を作らなければ成り立たないギャンブル施設は市民憲章や第6次総合計画「目指すまちの姿、土地利用」および基本計画【みんなで目指す待ちづくり指標、安全・安心が実感できる地域づくり】の実現に反するもので寄与するものではありません。

よって、高浜市議会は事実に目を向けていただき、以下の決議をしていただくことを求めます。
決議事項として、二池町へのボートピア建設に反対する決議を行ってくださいというものです。

請願第2号 高浜市二池町にボートピアを建設しない事を求める請願書の趣旨説明を行います。
案文の朗読をもって趣旨説明といたします。

高浜市二池町にボートピアを建設しない事を求める請願書。

要旨、高浜市二池町のような住宅密集地・生活道路の多い場所に建設しなければならない理由が全く理解できない。

ということで、私は、愛知県高浜市二池町四丁目5番地28等に小規模場外舟券売場「(仮省)ボートレースショップミニボートピア高浜」を建設されようとしている同じ高浜市二池町四丁目の住人です。

建設予定周辺は住宅密集地で小さな子ども達や、年配の方々も多く住んでおられます。通学路にも指定されている道も多く、犬の散歩やゲートボールに行かれる方など様々な場所でたくさんの人々が日々見かけられます。

このような生活があふれている場所にボートピアが建設されるのは異例であり、全国各地からギャンブルに目の色を変えた大人達が集まり交通量・交通事故の増加、治安の悪化、犯罪の危険にさらされ、また、大勢の人達が行き来する騒音や、夜間の照明など近隣住民に生活の悪影響を及ぼすおそれがあります。

ボートピアが建設された場合、売上の1パーセントが高浜市に配分されるとの事ですが、売上には変動があり、ボートピアが赤字だった場合を考えてなく具体的なものはありません。

高浜市の為に近隣住民だけ犠牲になるのはあまりに理不尽そのものです。

また、遠方から高浜市に移り住み新しい土地で頑張ろうとしている人達の気持ちも踏みにじり、高浜市が目指す姿のキャッチフレーズ「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかほま」から遠くかけ離れています。

常に不安と恐怖と隣合わせの生活に変わると言っても過言ではありません。

例え何か建設しなければならないのであれば、最初からボートピア建設だけに限らず、高浜市の鶏卵を使用した食品、瓦の上で調理して提供する料理、展覧会など…高浜市出身で頑張ってみえる方々や高浜市民全員と一緒に広い視野でアイデアを求め、進めていく方法など多数あると考えられます。

“この高浜市二池町でただ、安心・安全に今までどおりの暮らしがしていきたいだけなのに…”このような気持ちを抱く事さえ否定されてしまうのでしょうか？

二池町町内会より地元同意の書類が提出されたとしても、納得いく説明もなく、話し合いをする機会も与えられず、一部の賛成意見だけで可決するのは絶対許されません。

よって、高浜市議会に請願書を提出し、決議をお願い申し上げます。

請願事項として、高浜市二池町にボートピアを建設しないこと事を決議して下さいというものです。

請願者は、高浜市二池町の榊原慶子さんです。

以上です。よろしくお願いいたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） 次に、請願第3号 小規模場外舟券発売場（仮称 ボートレースチケットショップ ミニボートピア高浜）設置に賛同の請願の趣旨説明を求めます。

3番、柳沢英希議員。

〔3番 柳沢英希 登壇〕

○3番（柳沢英希） 発言の許可をいただきましたので、請願第3号 小規模場外舟券発売場（仮称 ボートレースチケットショップ ミニボートピア高浜）設置に賛同の請願書、こちら紹介議員となっておりますので、私のほうが請願第3号、紙面のほうの朗読をもって趣旨説明とさせていただきますと思います。

請願者、高浜市の活性化を目指す会、会長、水野昭伍、副会長、都築光義、紹介議員、私、柳沢英希となっております。

請願の趣旨でございますが、私たち「高浜市の活性化を目指す会」は、平成29年1月10日付の新聞報道により、二池町町内会で賛成多数の民意が得られたことを把握しましたので、二池町地域に計画されています小規模場外舟券発売場（仮称 ボートレースチケットショップ ミニボートピア高浜）に対して推進を求める立場であります。

当該小規模場外舟券発売場は、法律の定めによりボートレースのチケットを場外で発売する施設で、施設の設置によってもたらされる効果は地域の活性化、また、高浜市の将来に効果の高い企業であると考えます。

公営競技は、特定の目的を達成するために、健全な娯楽の範囲内で弊害をできるだけ除去することを前提に国から公認されているものです。

今回、当地域に建設が予定されている小規模場外舟券発売場は、モーターボート競走法に基づき実施され、特定の目的を達成する為に、海事に関する事業の振興、公益事業の振興を掲げ、特定の全国組織に一定率の交付金を納付することとされており、これをもとにそれぞれの目的に応じた補助事業が実施されています。福祉活動や地域商業の発展、周辺環境整備など、様々な社会還元・社会貢献に利用され存分に活用されています。

そして、公営競技はスポーツの振興にも大きく貢献し、特に障がいスポーツの振興にもその収益金が使われております。

また、地域住民のみなさまの抽象的な不安感については、地域に関係行政・地元代表・会社関係者による地元環境の維持に努めるよう協議会（委員会）設置のうえ、この地域が小規模場外舟券発売場の設置を核とした安心、安全なまちづくりになると確信しております。施設の設置を承認されますよう請願いたします。

請願事項、高浜市とモーターボート競走施行者との間で、早期に行政協定の締結を推進することに、ご賛同をお願いいたします。

以上でございます。

〔3番 柳沢英希 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） 次に、12月分までの一般会計・特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員から提出され、議会図書室にて保管いたしておりますので、随時ごらん願いたいと思います。

報告事項は以上であります。

○副議長（浅岡保夫） 日程第3 施政方針を行います。

市長の施政方針を求めます。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 平成21年9月の就任以来、私は常に市民にとって未来につながるまちづくりは何だろうかということを考えながら行政運営に当たってまいりました。それは、全国各地で見られる立派な観光施設や公共施設を建設することでしょうか。豪華な集客施設が建設されれば、観光客もふえ、売上げが伸びるかもしれません。ないよりあったほうがよいものはたくさんあります。税金や保険料にしても高いより安いほうがよいに決まっています。

しかし、私には、私たち行政には、高浜市の今をアシタにつなぐ責任があります。世界でも前例のない人口減少と超高齢化が進む日本社会。さらには、経済成長の鈍化により税収の増加が見込めない一方で社会保障関連経費はふえ続けるという状況の中、未来の世代のために何をなすべきか。10年、20年先の長期経営の視点に立ち、持続可能な高浜市のために何ができるか、何をしなければならぬかを考え、実践しなければなりません。時には、厳しい課題もあります。しかし、無理だと諦めるのではなく、そのうちやると先延ばしするのでもなく、市長就任からこの7年6カ月間、さまざまな課題に立ち向かってまいりました。

振り返りますと、平成23年4月からスタートした第6次高浜市総合計画では準備段階から市民と協働で作成をいたしました。高浜市の強みは「市民と行政の距離が近く、まちへの想いを共有しやすい。力も合わせやすい」という小さなまちであること。そんな小さなまちだからこそ、市民と行政と一緒に悩み、知恵を絞り、多くの仲間とつながり、自分たちのまちを自分たちでつくり上げていき、「私のまち高浜市は」と一人称で語れるようなまちにしたいという想いで、「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」を将来都市像とし、着実な実現に向けて、市民と行政によるまちづくりを進めてまいりました。

また、まちづくりに関して、行政がすべきこと、できることは何なのか。市民は？議会は？子

どもは？とまちづくりのルールを定めた自治基本条例も総合計画と同時に制定をいたしました。

町内会を初めさまざまな団体・市民が集まり、地域の課題を地域の特性に応じて自分たちで解決するために立ち上がった組織である、まちづくり協議会の活動は年々活発化しており、青パト防犯パトロールや総合防災訓練、公園管理など、顔の見える関係や歩いて行ける地域のつながりといった「財」を有効に活用することで、市民ニーズへのきめ細やかでスピーディーな対応が行われており、地域の課題解決や魅力の向上に向けた活動にはなくてはならない存在となっております。

ほかにも、タカハマ物語や健康自生地、しあわせづくり計画の取り組みなど、高浜らしいまちづくりが徐々にですが、広がりを見せています。

一方で、国も取り組み始めた公共施設の問題が全国の課題として注目をされています。本市では5年前の平成23年度から公共施設マネジメント白書を策定し取り組んでまいりました。白書において、これまでの公共施設を維持できない現状に直面したとき、私は決して課題を先延ばしするのではなく、高浜市が将来にわたり持続できるためにはどうしたらよいかを悩み、考え、市民の方や専門家の方、議会から御意見をいただき、高浜市公共施設総合管理計画を平成28年3月に策定をしました。

耐震性に課題を抱えていた庁舎を20年間のリースとして建てかえ、基金への配慮をし、財政負担の平準化を図りながら、中央公民館を取り壊し、ホール機能を高浜小学校体育館へ機能を複合化・集約化することで、施設の総量をコンパクトにしながら、子どもから高齢者まで、小学校区の住民が集う地域活動拠点として、新たな交流の場を目指した高浜小学校等整備事業が動き始めています。

昨年11月には、中央公民館取り壊しの賛否を問う住民投票が行われました。先ほども申し上げましたが、ないよりあったほうがよいものはたくさんあります。不便になると感じる方もいるでしょう。しかし、将来を見据えた上で決断をいたしました。

これまで、市民と行政の距離が近いといった、高浜市の強みを生かした協働のまちづくりを地道にそして着実に前進させてきた今だからこそ、市民4万7,500人の大家族が思いやり、支え合いの精神を持って、一緒に悩み、一緒に知恵を出し合い、持続可能なまちづくりを目指していきましょう。

あわせて、将来に向けた安定財源確保にも積極的に取り組んでまいりました。

産業振興では、平成25年1月より高浜市産業振興条例を施行し、市、事業者、産業経済団体、諸団体、市及び市民が協働して産業振興施策に取り組むための基本方針を定め、さまざまな産業振興施策の取り組みを行っております。

例えば、企業誘致施策として、高浜市企業誘致等に関する条例を施行し、市内の指定地域内で工場などを新設、増設または設備投資を行う事業者の方に対する奨励金の交付や、工場内の緑地

率の緩和、さらには、豊田町や小池町に工業用地を創出するなど、企業誘致の促進、設備などの充実、雇用機会の拡大を図っており、このような産業振興等を通じた税収等の収入増の取り組みを行うことにより、持続可能な財政体質への転換を図ってまいります。

さて、平成29年度は第6次高浜市総合計画の中期基本計画の総仕上げの年であり、平成30年度から向こう4年間を計画期間とする今後の市政運営の根幹となる後期基本計画をまとめる重要な年度であります。

総合計画を着実に進めていくためには、それを裏づける財源が必要です。そこで、平成29年度の予算編成では、将来のために覚悟を持って臨む予算編成とし、事業の選択と集中、予算編成手法の見直し、重点取り組み事業への財源配分の3つの基本的な考え方にに基づき予算を編成いたしました。

歳入におきましては、市税全体で前年度比3.1%増を見込むものの、財政調整基金1.9億円を繰り入れするなど、依然、財源の確保は厳しい状況が続いています。一方、歳出では、高浜小学校等整備事業を初め、公共施設の老朽化対策に係る財政負担が重くのしかかる中、従来の施策を安易に継続させるのではなく、事業の根幹まで立ち返り、真に必要な事業への予算づけといたしました。

それでは、これより平成29年度の重点施策について、第6次高浜市総合計画の基本目標に沿って述べさせていただきます。

初めに、基本目標Ⅰ「みんなで考え みんなで汗かき みんなのまちを創ろう」でございます。

平成29年度は第6次高浜市総合計画の中期基本計画の総仕上げの年であるとともに、後期基本計画の策定に向けての準備の年ともなります。新規事業の企画提案時及び既存事業の見直しに際しては、真に必要な事業であるかどうか、実現可能な事業であるかどうかを評価・検討し、投資に対する効果を明確にすることで市民に対してもわかりやすく説明できるように資料を工夫するなど、常に点検・確認といったPDCAサイクルを回し、事業の選択と集中を行いながら、限りある財源の効率的な活用に努めてまいります。

まちづくり応援事業では、まち協特派員制度を9年間実施してまいりましたが、地域から求められている特派員のあり方も発足当初とは変化が生じていることから、対象を若手職員に限定し、特派員を担ってもらうことで、地域活動を体験するとともに、高浜市職員としての地域のかかわり方について学ぶ制度として見直します。

アシタのたかほま研究事業では、しあわせづくり計画の職員プロジェクトが実践した、かわら美術館のハロウィン企画や旧庁舎のありがとうイベントなどといった、しあわせづくり計画の活動を、さらに多くの市民を巻き込みながら広げてまいります。

市役所本庁舎整備事業では、旧庁舎の解体及び会議棟、駐車場の整備を進めてまいります。

高浜小学校等整備事業では、平成30年1月の工事着工に向けて、3月26日のシンポジウムを皮

切りに、関係者との情報共有を図りながら、施設利用者の意見を踏まえた地域とともにある学校づくりを進めてまいります。

勤労青少年ホームは跡地活用について具体的な検討を進め、平成30年3月までに整備を進める事業者を選定してまいります。

平成29年10月よりマイナンバーカードを使って、全国のコンビニで住民票の写しなど各種証明書を交付するサービスを始めるため、システムの運用試験や対象となる証明書の種類の検討を行います。

次に、基本目標Ⅱ「学び合い 力を合わせて 豊かな未来を育もう」でございます。

市誌編さん事業では、昨年11月に市誌の編さん方針等を協議する、市誌編さん委員会を立ち上げましたが、来年度は、調査・執筆作業を行う編集委員会を立ち上げ、「市民とともにつむぐ・つなぐ」を念頭に、各部会に分かれ、本格的に資料調査を開始します。編さん委員会を公開制とし、タカハマまるごと宝箱ともタイアップするなど、市民目線の意見を取り入れながら、高浜の歴史や文化を次世代に伝えてまいります。

(仮称)高浜緑地の整備については、市民から早期利用希望の声が高まっておりましたが、本年、多目的広場のうち、グラウンドに相当する部分の工事が完了いたします。これまで仮称でありました高浜緑地の名称については、地域住民の意見を取り入れ、高浜芳川緑地とし、本年7月より利用を開始いたします。

保育サービス充実事業では、保育ニーズの変化に対応していくため、平成29年度中に高取幼稚園・高取保育園の民営化・認定こども園化の運営法人を決定し、平成31年4月に予定されている(仮称)たかとりこども園の供用開始に向けて準備してまいります。

教育では、平成28年度をもって高浜カリキュラムのモデルプランが全学年で集約されました。平成29年度はアクティブラーニングを取り入れ、主体的・対話的に深く学び、同時にコミュニケーション能力の育成につなげてまいります。引き続き、12年間の学びや育ちをつなげるという目標に向かい、教育委員会と連携して進めてまいります。

さらに、高取小学校の大規模改修を平成31・32年度に予定しており、より効果的に延命化するための基本計画を策定するとともに、高浜中学校では校舎の外壁等の改修工事を実施して校舎の延命化を図ってまいります。

次に、基本目標Ⅲ「明日を生み出すエネルギー やる気を活かせるまちをつくろう」でございます。

地域経済の活性化や地域雇用の安定のために、工業用地を創出し、企業立地を促進することで、新たな税収や雇用の場を確保し、財政基盤の安定化を図ることが重要であります。

市東部地区の工業用地の創出では、今年度、愛知県企業庁による造成工事が開始され、平成30年度末の完成を目指し、関係機関との一層の連携を図ってまいります。市北部地区においても、

引き続き、進出希望企業や関係機関などと協議・調整をしております。

地方創生では、昨年、「高校生レストラン」の仕掛け人岸川政之氏の指導のもと、コミュニティ・ビジネス手法を用いた高浜高校生によるSBP活動が始動しました。引き続き若者による仕事を通じた地域活性化を支援しております。

道路整備では、市道港線の整備について、引き続き道路の拡幅の用地取得を進めてまいります。また、公共施設総合管理計画に位置づけられたインフラの長寿命化を計画的に進めるとともに、道路ストック総点検による舗装修繕、橋梁修繕等を実施しております。

防災対策では、町内会やまちづくり協議会と協働で、地域行動計画の内容を実践的なものとするため、避難行動チェックリスト等の見直しを行い、市総合防災訓練や地域の防災訓練での活用を図っております。さらに、企業など事業者に対し、防災専門官やNPO法人と連携し防災・減災対策を強化しております。

加えて、災害時への備えでは、平成27年度より3カ年計画で、避難所の中心となる小・中学校に防災倉庫の設置を進め、平成29年度は最後となる高取小学校、港小学校、高浜中学校の3校に防災倉庫を設置し、資機材等をまとめて保管することで、災害時における避難所の設置及び運営の迅速化が図られます。また、水道事業において、災害時や配水事故などによる断水時において、飲料水を運搬・供給するための加圧給水車の配備を行っております。

環境施策では、小・中学校と連携し、子ども環境美化推進員の登録等により、ごみの減量などに対する意識を子どもから家庭へ、家庭から地域へ広めるとともに、市民の皆様で構成される生活環境問題研究会や生活学校と連携し、環境施策を検討してまいりたいと考えております。

空き家対策では、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月に施行され、市町村の責務として、空き家対策に取り組むことが明記されたため、空家等対策計画の策定や具体的な検討をしていくため、空き家の実態調査を行います。

次に、基本目標Ⅳ「いつも笑顔で健やかに つながり100倍ひろげよう」でございます。

福祉・医療施策では、全世代・全対象型の相談支援体制の実現と地域包括ケアシステムの構築の2つをキーワードに進めてまいります。

全世代・全対象型の相談支援体制の実現では、少子高齢化の進展や核家族化、地域のつながりの希薄化など生活環境が大きく変化する中、地域で発生する課題は、介護や子育て、障がいにとどまらず、教育、家計、孤立など暮らし全般に及んでいます。

国は「ニッポン一億総活躍プラン」を掲げ、育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯の複合化、複雑化した課題を受けとめる相談支援体制づくりを市町村において進めることとしています。これは、地域の中で、住民が直面している、あるいは住民が気づいている課題に対して、「複合課題丸ごと」、「世帯丸ごと」、相談する先がわからない課題でも「とりあえず丸ごと」受けとめる機能をつくるというものです。

市では、これに先駆け、福祉部内に「福祉まるごと相談グループ」を新設し、こうした課題を受けとめる相談支援の仕組みづくりを行ってきました。

また、庁舎の新築に合わせ、より連携が必要とされるこども未来部と教育委員会をいきいき広場に移しました。今後は、いきいき広場が全世代・全対象型の相談支援の拠点として機能するよう進めてまいります。

さらに、一億総活躍プランで掲げる、市民の誰もが役割を持ち、支え合い、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現を目指してまいります。学習等支援事業「ステップ」に昼食提供として協力していただいた団体が、子供たちの夕食を支援するための食堂「すこやかサタディ」を運営するなど、支援の輪が広がりつつあり、地域共生社会の実現に向け進めてまいります。

次に、地域包括ケアシステムの構築では、高浜市の中で医療を含めた地域包括ケアを実現するためには、急性期医療を終えられた方の受け皿となる回復期病床や介護サービスとの連携がより必要となり、団塊の世代が75歳となる2025年を近い将来に控え、病院（病床）の果たす役割はますます重要となります。

高浜分院には、そうした急性期後の回復期や慢性期医療を担っていただくことにより、地域の中で医療と介護が連携し、在宅生活を支える大切な役割があります。

とりわけ医療については、地域ニーズの状況に加え、将来的変動、人口の状況を踏まえた上で、その実情に応じた医療体制を整えていく必要があります。

高浜市が位置する西三河南部西医療圏は、2025年に向けても人口は増加し、2040年には減少するものの、その減少割合は少なく、65歳以上人口、特に75歳以上人口の増加率が高い地域とされています。

こうした推計からも、将来に向けて地域医療を充実させ医療環境を整えていくことが、市民福祉の向上の観点からも最優先に取り組む課題であると考えており、高浜分院の移転新築に向けて支援を進めてまいります。

以上、29年度の市政運営に当たり、重点施策について申し述べさせていただきました。

「To improve is to change, to be perfect is to change often.（向上とは変化することである。完璧とは変化し続けることである）」これは、イギリスの元首相ウィンストン・チャーチルの有名な言葉です。いわゆる団塊の世代の方々が退職をされ、超高齢化が進み、社会保障費が増大する一方で、右肩上がりの経済成長が見込めず、税収が伸びない状況といった、これまでに経験したことのないような厳しい状況下だからこそ、変化を恐れることなく、今、手を打つべき課題には時期を逸することなく取り組まなくてはなりません。

市民の安定した暮らしと財産を守る市長として、持続可能な都市経営の確立と活力ある魅力的なまちづくりを実現する決意を新たに持ち、また、同じくチャーチルの名言である

「Never, never, never, never give up」の精神で、持続可能な未来を目指して、積極的に行財政改革を行ってまいります。

将来の予測が極めて難しい時代ではありますが、今後も市民の皆さんの声に真摯に耳を傾けながら、市民が安心して住み続けられるまちづくりに全力で取り組んでまいります。議員各位並びに市民の皆様に御理解と御協力をお願い申し上げまして、施政方針とさせていただきます。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） 以上で施政方針は終わりました。

○副議長（浅岡保夫） 日程第4 教育行政方針を行います。

教育長の教育行政方針を求めます。

教育長。

〔教育長 都築公人 登壇〕

○教育長（都築公人） それでは、平成29年度高浜市教育行政方針を述べさせていただきます。

まず初めに、教育においては、どんなに社会が変化しようとも時代を超えて変わらない価値のあるものがあります。豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、みずからを律しつつ、人と協調し人を思いやる心、人権を尊重する心、自然を愛する心など、こうしたものを子供たちに培うことは、いつの時代においても大切にされなければなりません。子供たち一人一人が、伸び伸びとみずからの個性を存分に発揮しながら、これら価値のあるものをしっかりと身につけてほしいと考えます。

一方でまた同時に、教育は社会の変化に無関心であってはなりません。時代の変化とともに変えていく必要があるものに柔軟に対応していくこともまた、教育に課せられた課題であります。学力低下・体力低下の問題を初め、児童・生徒の貧困問題、いじめや不登校、道徳教育や外国語教育の充実、教職員の多忙化問題など、学校教育へのニーズが多様化・高度化している今こそ、家庭と園・学校と地域が力を合わせて、子供を育てる環境をつくっていくことが必要です。

平成29年度は、高浜市教育基本構想の取り組みを始めて6年目となります。異校種間連携や高浜カリキュラムの取り組みが定着し、成果を見せ始めています。これからも高浜の教育は、高浜の教職員全員でつくり上げていくという強い自覚のもと、12年間の学びや育ちをつなげて教育していく体制を継続、充実してまいります。

これより、平成29年度における取り組みについて述べさせていただきます。

幼・保小中12年間の連携では、幼児・児童・生徒が高浜市のよさを感じながら、心豊かに成長・発達するために幼稚園・保育園、小学校、中学校の12年間の学びと育ちをつなぐ、異校種間の連携教育を推進してまいります。具体的には、これまで蓄積してきた幼保年長まで、小学校6年生まで、中学校3年生までの高浜カリキュラムのモデルプランとあわせて、各教科領域の優れ

た実践の単元構想や資料の集約を一層進め、子供たちの教育に役立ててまいります。そして、高浜カリキュラムの完成度をより高めていきます。

また、教職員間の情報交換会や異校種参観を継続して実施するとともに、異校種間での子供同士の交流事業の見直しを図りながら、異校種間連携事業を引き続き進めてまいります。さらに、家庭・園・学校・地域の横の連携に焦点を当て、目指す幼児・児童・生徒の姿を共有化するために、高浜市が育てていきたい生活習慣・学習習慣の周知に努めてまいります。

確かな学力の向上では、教師力・授業力の向上として、幼児・児童・生徒に確かな学力を身につけさせるために、専門的な教育の担い手としての教員の教師力・授業力向上を引き続き目指してまいります。具体的には、アクティブラーニングを各学校の主題研究に取り入れることを推奨し、子供たちに主体的、対話的で深い学びを実現させることを狙います。あわせてそのための教材研究と授業づくりを通じて、教師力の向上を同時に図ります。平成29年度は、研究委嘱校として、高取小学校が道徳を基盤とした学校づくりで3年目を迎え、秋には研究発表を行います。また、新たに高浜小学校に研究委嘱を行います。そして、高浜中学校が健康推進学校としての実践研究の3年目、吉浜小学校が学校給食としての実践研究の2年目を迎えます。

教職員研修では教育センターグループが核となり、体系的・計画的に研修を実施することで、教職員の資質と指導力を向上させていきます。2・3年目の教員には、国語の授業づくりの基礎・基本研修、特別支援教育の研修、小学校技能教科指導研修、小学校外国語活動指導研修等を継続実施し、実践的指導力の向上を図ってまいります。特に、小学校への外国語教育の拡大を見据えて、各小学校において英語の授業づくり研修を行います。

きめ細やかな指導の充実として、児童・生徒一人一人の学力の定着を図るためには、きめ細やかな指導が不可欠となっています。少人数指導は、各学校で児童・生徒の実態に合わせ、教育効果を上げるように取り組んでいます。これまでの基礎学力の定着に加え、活用力の育成にも力を入れることが求められていますので、アクティブラーニングを進めながら、子供たちの実態に合わせた指導方法を工夫してまいります。また、少人数指導の授業方法を検証し、少人数指導の効果的な指導法について、追求してまいります。そのために必要なサポートティーチャーの配置を継続して行ってまいります。

一人一人を大切に教育では、特別支援教育の充実として、平成27年度、園や学校で困り感を持っている子供に、必要に応じた支援ができるように、個別の教育支援計画の様式について見直しを行い、紙媒体で教育支援計画を蓄積するとともに、懇談の場で保護者と教職員がそれらを共有することによって、より有用な話し合いができました。今後も適宜見直しを図りながら、関係者・関係機関と連携して、それぞれで行われている適切な支援がつながっていくように取り組むとともに、学校規模や必要の度合いに応じてスクールアシスタント、通級指導担当者、スクールサポーター等を配置してまいります。さらに、愛知県教育委員会の特別支援教育モデル事業の

指定を受け、高浜高等学校とともに、中学校から高等学校までの連続性を視野に入れて、個別の教育支援計画の引き継ぎと活用の研究を進めてまいります。

教職員一人一人が、特別な支援を要する児童・生徒へ適切な支援が行えるように、また、障がいへの理解を深めるためにも、特別支援教育に関する研修を引き続き行ってまいります。

いきいき広場福祉部との連携として、教育委員会がいきいき広場に移転した利点を生かして、福祉部との連携を一層進めます。引き続きこども発達センターの専門職と教育委員会の専門家が、小学校区ごとにチームを組み、各園・学校を巡回訪問し、具体的な支援について助言を行ってまいります。また、子供の発達が気になる保護者、子供の就学に不安を持つ保護者には、こども発達センターと連携して、発達相談・教育相談を随時行うことで、よりスムーズな就学につなげてまいります。さらに、高浜市学習等支援事業「ステップ」や「あすたか」との連携を深めてまいります。

相談活動・学習支援の充実として、こころの相談員については、ほっとスペースに常駐して、日常はほっとスペースを利用している児童・生徒の支援に当たることを基本とし、各校の要請に応じて、児童・生徒や保護者、教職員の相談を行ってまいります。また、スクールヘルパーを中学校に配置し、学校不適応を起こしている生徒の学習支援や生活支援を行ってまいります。これらの活動は、自分が大切な存在、価値ある存在であると思う心である自己肯定感と、自分が誰かの役に立っている、誰かに必要とされていると思う心である自己有用感を育むことにつながります。相談活動や学習支援だけでなく、学校生活のさまざまな場面を充実させることでこれらの心を育み、不登校やいじめ対策につなげてまいります。

外国人支援教育の充実として、外国人児童・生徒については、現在200名弱の児童・生徒が在籍し、多様な国籍が進む傾向が見られます。日本語教育が必要な児童・生徒には、通訳者を3名配置し、通訳・翻訳活動、相談活動、言語指導、進路相談など細やかな対応を行うことで、日本の学校への適応を図ってまいります。

また、言語や生活習慣等がふなれな外国籍の児童・生徒を対象に実施している、翼小学校における「くすのき学級」での適応指導の取り組みも成果を上げておりますので、平成29年度も継続して実施してまいります。

地域と協働する学校では、学校を学びの拠点とし、地域の住民が授業や学校行事等を通して、子供たちと交流する場となるように努めてまいります。特に、生活科や総合的な学習の時間などの高浜カリキュラムの実践や各種学校行事においては、平成28年度新たに中学校において、市長や市職員とともに高浜市の財政や市政について考える学習を行ったように、今後も保護者・地域の方に積極的な協力をいただき、ともに活動し、ともに学ぶ機会となるような単元を設定した授業や学校行事を展開できるように構想していきます。

また、子供たちが地域行事に参加したり、参画したりすることを通じて、地域の方との触れ合

いを密にしていまいります。そして、地域行事を通じて、高浜市の文化を継承、開発、発展させることができるように働きかけていくことで、地域と一体となった子供たちを育む、地域とともにある学校を目指してまいります。

さらに、学校関係者評価委員会の活動を充実させ、学校、家庭、地域がそれぞれできることを確認し、協働するための学校づくり活動を展開することにより、この委員会が学校の地域応援団的な存在となるよう、綿密に連携してまいります。

安全で快適な教育環境では、学校は児童・生徒にとって学びの場であるとともに、一日の大半を過ごす生活の場であり、公教育を支える基本的施設であります。また、地域の皆様にとっては、地域コミュニティの拠点でもありますので、学校が地域とのかかわりを大切にした市民の学び舎となるために、教育環境の整備を計画的に進めてまいります。高浜小学校等整備事業については、多様な活用が可能な学校施設として、また、地域のまちづくりや交流の拠点、避難所機能を持った学校としての整備計画を着実に進めるとともに、子供たちにとって学びやすく、教職員にとっても働きやすい学校になるように進めてまいります。

また、老朽化に伴う改修や修繕につきましては、公共施設総合管理計画を基本として、学校からの要望や必要に応じて計画的に予算を配当するなど、改修や修繕が必要な箇所を速やかに対処してまいります。

さらに、教育のICT化を見据え、小・中学校のタブレットや電子黒板、モニター等の充実を図り、児童・生徒が学習に興味を持ち、積極的に授業に臨むことができる環境づくりに取り組んでまいります。

終わりに当たりまして、学校は、今を生きる子供たちにとって、未来の社会に向けた準備段階としての場であると同時に、現実の社会とのかかわりの中で、毎日の生活を築き上げていく場でもあります。学校そのものが、子供たちや教職員、保護者、地域の人々などから構成される一つの社会でもあり、子供たちは、こうした学校も含めた社会の中で、生まれ育った環境にかかわらず、また、障がいの有無にかかわらず、さまざまな人とかかわりながら学び、その学びを通じて自分の存在が認められることや、自分の活動によって何かを変えたり、社会をよりよしたりできることなどの実感を持つことができます。そうした実感は、子供たちにとって、自分の活動が身近な地域や社会生活に影響を与えるという認識につながり、これを積み重ねていくことにより、主体的に学びに向かい、学んだことを人生や社会づくりに活かしていこうという意識や積極性につながっていきます。高浜市教育委員会は、高浜教育ビジョンである「高浜を愛し、高浜の良さを学んで、高浜でたくましく生きる未来市民の育成」の実現に向けて、今後とも、家庭や地域の人々、各種団体の方々の御協力をいただきながら、地域と協働する学校づくりを推進してまいります。

以上でございます。

〔教育長 都築公人 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） 以上で教育行政方針は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は11時15分。

午前11時4分休憩

午前11時15分再開

○副議長（浅岡保夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 同意第1号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（神谷坂敏） それでは、同意第1号 公平委員会委員の選任につきまして提案理由を申し上げます。

議案参考資料をあわせてごらんをいただきますようお願いを申し上げます。

本案は、現委員の杉浦 明氏が平成29年3月31日で任期満了となりますので、新たに竹内利宏氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の御同意を賜りたく提案させていただくものでございます。

同氏は、人格・行動について社会的信望を有することが必要とされる保護司を長年お務めいただいているとともに、多くの行政委員としても御尽力をいただいております。誠実なお人柄で地域での人望も厚く、幅広い知識と豊かな経験を有しておられ、委員として本市の人事行政に大いに寄与していただけるものと確信をいたしております。

なお、任期につきましては4年となります。

何とぞ御同意をいただきますようお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） これより質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第1号 公平委員会委員の選任について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求め

ます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立全員であります。よって、同意第1号は原案に同意することに決定いたしました。

○副議長（浅岡保夫） 日程第6 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（神谷坂敏） それでは、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして提案理由を申し上げます。

議案参考資料をあわせてごらんをいただきますようお願いを申し上げます。

本案は、現委員の松井勝彦氏が平成29年3月31日で任期満了となりますので、新たに内藤 誠氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の御同意を賜りたく提案をさせていただきます。

同氏は、長年、現愛知中央農業協同組合で要職にあられ、幅広い知識と豊かな経験を有しておられるほか、高浜市常任統計調査員などの公職を務められるなど、誠実な人柄は、地域での人望も大変厚い方でございます。培った知識と経験を委員として、中立、専門的な立場から、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服の審査、決定に当たりまして、公平で厳正に行っていたものと確信をいたしております。

なお、任期につきましては3年となります。

何とぞ御同意をいただきますようお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） これより質疑に入ります。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

○副議長（浅岡保夫） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

○副議長（浅岡保夫） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第2号 固定資産評価委員会委員の選任について、原案に同意することに賛成の議員の起

立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立全員であります。よって、同意第2号は原案に同意することに決定いたしました。

○副議長（浅岡保夫） 日程第7 議案第3号から議案第20号までを会議規則第34条の規定により、一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（長谷川宜史） 議案第3号 指定金融機関の指定について御説明を申し上げます。

本案は、現在の指定金融機関であります岡崎信用金庫との契約期間が本年6月30日をもって満了することに伴い、再度、岡崎信用金庫を指定金融機関として指定いたしたく、地方自治法施行令第168条第2項の規定により、提案いたすものであります。

なお、今回の指定金融機関の選定に当たりましては、市内に支店を置く三菱東京UFJ銀行、岡崎信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、愛知県中央信用組合及びあいち中央農業協同組合の6金融機関に対しまして、市の要望を提示しました指定金融機関受け入れに関する意思確認及び意向調査表を送付し、回答を依頼しました。その結果、岡崎信用金庫は、条件面におきまして、本市にとって最も有利でありますことから、同金庫を指定金融機関として指定をお願いするものであります。

岡崎信用金庫の経歴は、別添の参考資料のとおりであり、指定金融機関としての実績も豊富であります。このことから、公金の取り扱いにつきましては的確に行っていただけるものと確信しております。

契約期間につきましては、従来の2年間から1年間延長し、3年間とし、平成29年7月1日から平成32年6月30日までといたします。

以上、御説明を申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） それでは、議案第4号 事業契約の締結につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、高浜小学校等整備事業の実施に伴い、PFI事業の事業契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案書の2、契約方法につきましては、総合評価一般競争入札により落札者を決定しましたの

で、4、契約の相手方として、当該落札者の代表企業及び構成企業が出資して設立をいたしました特別目的会社であります、高浜市二池町五丁目5番地7、あおみが丘コミュニティ株式会社と事業契約を締結するものであります。3、契約金額につきましては47億9,766万8,421円、うち消費税及び地方消費税相当額は3億5,164万295円といたすものであります。

次に、事業概要につきまして、議案参考資料の3ページをお願いします。

1、事業期間につきましては、契約締結日から平成46年3月31日までの18年間といたしております。2、事業対象施設につきましては、高浜小学校、児童センター並びに体育センター及び公民館を含む地域交流施設といたしております。3、事業対象範囲につきましては、(1)設計業務、(2)建設・工事監理業務、(3)維持管理業務及びこれらに付随し関連する業務とし、(2)建設・工事監理業務には、什器・備品等の調達及び設置業務並びに既存小学校の解体業務を含むとしています。4、事業スケジュール(運用開始日)につきましては、一期工事部分が平成31年4月1日から、小学校及び公民館の運用を開始し、二期工事部分が平成32年9月1日から、小学校屋内運動場、児童センター及びサブアリーナの運用を開始し、三期工事部分が平成33年4月1日から駐車場等の運用を開始するものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお申し上げます。

続きまして、議案第5号 高浜市住民投票条例の一部改正につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案参考資料の5ページと新旧対照表をあわせてごらんいただきますようお願いを申し上げます。

本案は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律(以下「改正法」と申します。)が、平成28年12月2日に公布され、選挙人名簿の登録制度等の見直しがされたことに伴い、高浜市住民投票条例に規定する投票資格者名簿の登録について、改正法に準じた改正を行うものでございます。

改正法の内容でございますが、従来、選挙人名簿の登録につきましては、3月、6月、9月及び12月の登録月の1日現在により、選挙人名簿に登録される資格を有する者を、登録月の2日に選挙人名簿に登録をしていたところ、登録月の1日に登録することに改められたものであります。

したがいまして、高浜市住民投票条例第11条に規定する投票資格者名簿の登録につきましても、改正法に準じた改正を行うものであります。

そのほか、第11条の改正に伴い、第3条及び第12条の改正は条文の整備を、第27条の改正は、投票資格者名簿の登録について、公職選挙法その他関係法令等の規定の例によることといたしております。

なお、施行日につきましては、改正法の施行日が改正法の公布日である平成28年12月2日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされておりますので、

政令の施行日から施行することといたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○副議長（浅岡保夫） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第6号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の廃止について御説明申し上げます。

本案は、特定優良賃貸住宅の供給に関する法律に基づき、中間所得階層の公共賃貸住宅の提供を目的に、民間から高浜市が借り上げた6つの借上公共賃貸住宅のうち、先に返還いたしました4つの借上賃貸住宅を除く、平成8年度に建設の湯山町二丁目2番地4のビラ湯山、呉竹町四丁目10番地3のハイツセブンについて、契約期間の満了に伴い返還するものでございます。

このたびの返還に伴い、全ての借上公共賃貸住宅が返還となりますことから、高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。

何とぞ原案どおり御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（浅岡保夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第7号 高浜市児童遊園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案参考資料並びに新旧対照表もあわせてごらんをいただきたいと思っております。

本案は、専修坊児童遊園を廃止するため、第3条関係の別表より、名称及び位置、専修坊児童遊園、高浜市本郷町六丁目10番地3を削除するものでございます。

廃止の理由は、この施設の用地は、専修坊様からの借地であるから、所有者様からの返却の申し出によるものでございます。

なお、過去に行った施設利用者調査の結果や周辺環境の変化を踏まえまして、設置の目的は、一定の役割を終えたものと判断をいたしております。

附則において、平成29年4月1日から施行することといたしております。

よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第8号 高浜市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料、新旧対照表並びに配付をいたしております参考資料をあわせてごらんをいただきたいと思っております。

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査を実施し、工場立地に関する準則等を公表し、これらに基づき勧告、命令等を行い、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的といたしております。現行法においては、国が定める準則にかえて、ある区域において適用すべき準則を定めることができる権限を町村の区域については都道府県に、市の区域においては市に付与いたしております。

平成28年5月20日に公布されました、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、工場立地法の一部についても改正がされ、町村区域における緑地面積率等の地域準則の制定権限及び事務処理権限が平成29年4月1日以降、町村に移譲されるとともに、同法第4条の2第1項を初めとする都道府県に関する規定が削除をされることになりました。この改正に伴い、工場立地法を引用する条文の整備を行うもので、改正の内容は、題名を高浜市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例に改め、第1条及び第3条中の引用条項の整備をいたします。

なお、附則において、本案の施行日は平成29年4月1日からといたしております。

説明は以上でございます。御可決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 企画部長。

○企画部長（神谷美百合） それでは、議案第9号から議案第14号までの6議案について御説明申し上げます。

議案参考資料の6ページから9ページ及び新旧対照表をあわせてごらんいただきますようお願いいたします。

初めに、議案第9号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、昨年8月に実施されました今年度の人事院勧告に基づき、扶養手当の額を段階的に改定するものでございます。

まず、第12条第2項及び第3項の改正は、扶養手当の月額について、配偶者に係る手当額を現行の1万3,000円から6,500円に引き下げ、子に係る手当額を現行の6,500円から1万円に引き上げるとともに、行政職給料表の8級職員における子以外の扶養親族に係る手当額を3,500円に引き下げるほか、職員に配偶者がいない場合の扶養親族のうちの1人について手当額を1万1,000円とする取り扱いを廃止するものでございます。

第13条第1項から第3項までの改正は、第12条の改正に伴い、扶養親族の届け出及び支給額の改定に関する事項について、所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、附則の関係でございますが、附則第1条で、この一部改正条例は平成29年4月1日から施行することといたしております。

また、附則第2条第1項では、平成29年度における扶養手当の月額について、配偶者に係る手当額を1万円に、子に係る手当額を8,000円にするとともに、同条第2項では、平成30年度における扶養手当の月額について、行政職給料表の8級職員における子以外の扶養親族に係る手当額を6,500円にするなど、段階的に見直すための特例規定を設けております。

続きまして、議案第10号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子

の範囲を拡大するなど、国家公務員の規定内容に準じた改正を行うものでございます。

まず、第2条第3号の改正は、非常勤職員が育児休業を取得する場合における雇用継続の見込みの要件について、「養育する子が『2歳』に達する日までに任期が満了すること等が明らかでないこと」とされていた要件を「1歳6か月まで」に緩和することで、対象となる子の範囲を拡大するものでございます。

新たに追加する第2条の2の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定により、条例で定めることとされた育児休業の対象となる子について、「養子縁組里親を希望しているが実親等が反対したことにより、養育里親である職員に委託されている児童」とするものでございます。

第3条及び第10条の改正は、再度の育児休業ができる特別の事情及び育児短時間勤務終了後1年を経過せずに再度の育児短時間勤務ができる特別の事情として、特別養子縁組が成立せずに家事審判事件が終了した場合または里親としての委託が解除された場合を追加するものでございます。

第20条の改正は、これまで、部分休業の承認について、子の保育に伴う特別休暇と併用する場合は、その合計時間が2時間までとなるように調整することとされていましたが、次の議案第11号において新たに介護時間が設けられることとなったことに伴い、介護時間についても調整の対象に含めることとするものでございます。

なお、附則において、この一部改正条例は平成29年4月1日から施行することといたしております。

続きまして、議案第11号 高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、職員の職業生活と家庭生活の両立を支援するため、介護及び育児に関する休暇制度等について、国家公務員の規定内容に準じた改正を行うものでございます。

まず、第8条の3第1項の改正は、育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等を追加するものでございます。

第8条の3第4項の改正は、介護を行う職員から請求があった場合は、公務の運営に支障がある場合を除き、時間外勤務を免除する規定を新たに設けるものでございます。

第15条の改正は、職員が家族の病気等で介護を必要とする場合において、これまでは、6月の期間内に1回に限り認められていた介護休暇について、通算して6月を超えない範囲内で3回まで分割して取得することができるようにするものでございます。

新たに追加する第15条の2の規定は、介護休暇とは別に、介護を行う職員に対し、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことを認める無給の介護

時間を新たに設けるものでございます。

なお、附則の関係でございますが、附則第1項において、この一部改正条例は平成29年4月1日から施行することといたしております。

また、附則第2項では、この一部改正条例の施行日前に介護休暇の承認を受けた職員の介護休暇として指定できる期間の範囲について定めております。

続きまして、議案第12号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正に伴い、各自治体が条例で定めることにより独自に個人番号を利用する事務について、国が整備する情報提供ネットワークシステムによって情報連携することができるとされたことに伴い改正するもので、情報提供ネットワークシステム上の履歴に記録された特定個人情報である情報提供等記録に係る規定について、所要の改正を行うものでございます。

まず、第2条第7号の改正は、マイナンバー法で規定する定義に合わせ、情報提供等記録の定義を改め、第21条の4では、情報提供等記録を訂正した際にその旨を通知する相手先に条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者を追加するものでございます。

なお、附則といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日として、平成29年5月30日から施行することといたしております。

続きまして、議案第13号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、当人からの申し出を受け、市長、副市長及び教育長の給料の月額を減額して支給する期間をさらに1年間延長し、平成30年3月31日までといたすもので、市長については給料の月額の20%を、副市長及び教育長については給料の月額の10%をそれぞれ減額して支給することとするものでございます。

なお、附則において、この一部改正条例は平成29年4月1日から施行することといたしております。

続きまして、議案第14号 高浜市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情について、国家公務員の規定内容に準じて定めるものでございます。

新たに追加する第6条の2の規定は、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情について、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日後も配偶者の外国での勤務が引き続き続く場合などとするものでございます。

なお、附則において、この一部改正条例は公布の日から施行することといたしております。

以上で、議案第9号から議案第14号までの説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

○副議長（浅岡保夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、議案第15号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料9ページもあわせてごらんください。

本案は、介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、平成30年度から見直される介護保険料の算定方法について、平成29年度から適用するために保険料率の特例を定めるもので、具体的には、第1号被保険者の介護保険料の段階を判定する際、現行の所得指標である合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることができるよう改正をお願いするものであります。

主な改正は、附則に第5条として、平成29年度における保険料率の特例を加え、第1号から第16号まで、それぞれ現在と同額を定め、第6号から第15号における合計所得金額の算定に当たって、租税特別措置法における長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることを規定いたしております。

なお、この条例は公布の日から施行することといたしております。また、附則に1条を加える改正規定につきましては、平成29年4月1日からの施行といたしております。

以上でございます。

続きまして、議案第16号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料9ページもあわせてごらんください。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、新たに創設された地域密着型通所介護並びに療養通所介護の事業について、基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準などを定めるもので、改正に当たっては、国が示す基準と同一の内容といたしております。

主な改正の内容は、第3章の次に、第3章の2として、新たに地域密着型通所介護を加え、第23条の2では、基本方針を定め、第23条の3では、従業者の員数を、第23条の4では、事業所ごとに常勤の管理者を設置すべきことを定めております。

第23条の5では、運営に関する基本的な取扱方針を、第23条の6では、利用者が住みなれた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うことなど、6つの具体的な取扱方針を定めております。

第23条の7では、事故発生時の対応を、第23条の8では、指定地域密着型通所介護の事業について、第8条、第9条及び第14条の規定を準用することとしております。

第23条の9では、第4節として、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準の趣旨を、第23条の10では、基本方針を定め、第23条の11では、従業者の員数を、第23条の12では、事業所ごとに常勤の管理者を設置すべきことを定めております。

第23条の13では、サービス提供に当たって必要な設備、備品等を規定し、第23条の14では、指定療養通所介護の提供の開始の際、利用申込者等に対し、運営規程の概要等重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始の同意を得ることを定めております。

第23条の15では、サービスの提供に当たっては、療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うことなど、5つの具体的な取扱方針を定め、第23条の16では、指定療養通所介護の事業について、第9条、第14条、第23条の5及び第23条の7の規定を準用することとしております。

なお、附則におきまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（浅岡保夫） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） それでは、議案第17号から議案第20号までの4議案について御説明申し上げます。

初めに、議案第17号 高浜市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について御説明申し上げます。

なお、別添の参考資料10ページもあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

平成27年度に策定した高浜市公共施設総合管理計画では、さらに厳しい財政状況が見込まれることを踏まえ、施設の総量圧縮により生じた未利用資産については、資産の売却や貸し付けなどの方法について検討するとしており、勤労青少年ホームについては、機能移転や民間譲渡等を行う計画とされております。

また、平成28年1月27日に開催された公共施設あり方検討特別委員会においては、勤労青少年ホーム等跡地活用について、平成28年度に市場調査・スポーツ拠点施設の検討、平成29年度に跡地活用提案募集・勤労青少年ホーム解体、平成30年度、民間による施設整備、平成31年度、事業実施というスケジュール案が報告されております。

本案は、公共施設の再編を計画どおり進めていくため、公共施設総合管理計画に基づき、民間活力を導入したスポーツ拠点施設を整備するため、勤労青少年ホームを廃止するものでございます。

改正の内容でございますが、勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止するとともに、附則第1項においては、条例の施行期日を平成29年9月1日とし、第2項では、勤労青少年

ホーム運営委員会委員の報酬額を定めております、高浜市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例、別表において、「勤労青少年ホーム運営委員会委員」の項を削除し、第3項においては、高浜市使用料及び手数料条例の一部改正として、使用料の種類、単位、金額、徴収の時期を定めております、別表第1、公の施設の部、勤労青少年ホームの項及び備品の使用料について定めております、別表第4注1中の「勤労青少年ホーム」を削除するものでございます。

なお、国・県補助金の返還は不要であるということを確認しておりますが、青少年ホーム解体工事費につきましては、調査の結果、外壁にアスベストが検出され、こういった工法で行うかは、現時点では決定しておらないということから、補正予算にて計上させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、議案第18号 高浜市立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

なお、別添の新旧対照表及び参考資料10ページもあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

近年、少年野球専用グラウンドの廃止や企業にお借りしていたグラウンドが利用できなくなるなど、野球やサッカーのスポーツグラウンドが不足しており、スポーツに対する市民ニーズに応え、スポーツを通じたコミュニティの形成や青少年の健全育成を図るため、愛知県所有の芳川町一丁目地内の土地の上部整備として、野球・サッカー等のスポーツ団体、渡し場かもめ会、町内会、PTAなどを構成メンバーとする、(仮称)高浜緑地多目的広場上部利用検討会議を立ち上げ、検討を重ねてまいりました。

造成工事については、愛知県が施工し、上部整備工事については高浜市が施工するもので、平成28年度より愛知県の工事が着工し、本市の工事についても、県工事の進捗に合わせて工事を進めており、年度内の完了が難しく繰越事業とはなりますが、本年6月中には工事完了を予定しており、グラウンドの位置づけとすることから、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

この多目的広場は、スポーツ施設等の専用の空間ではなく、多様な年齢層・利用者層に対して、動的な活動から静的な活動まで、幅広い活動を展開することのできる野外レクリエーション空間とするもので、占用利用する場合においてのみ使用料を徴収するものでございます。

名称については、県との協議の中で港湾環境整備施設の緑地に該当することや、どの自治体にあるかの明示が必要とのことで、緑地、高浜を、また、上部利用検討会議において、他のグラウンドと同様に、以前の小字を冠したほうがわかりやすいとの意見が多数を占めたことから芳川を用いたものでございます。

改正の内容でございますが、題名を高浜市立グラウンド等の設置及び管理に関する条例に改めるとともに、第1条中「グラウンド」を「グラウンド等」に改めるものでございます。

また、第2条表以外の部分中「グラウンド」を「グラウンド等」に改め、同条以降もこの部分について同様の改正を行い、同条の表に「高浜芳川緑地多目的広場」「高浜市芳川町一丁目164番地」を加えるもののほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、附則第1項におきまして、この条例の施行期日を平成29年7月1日とし、第2項では、高浜市使用料及び手数料条例の一部改正として、使用料の種類、単位、金額、徴収の時期を定めております、別表第1、公の施設の部に「高浜芳川緑地多目的広場」、「1時間」、「1,000円」を加えるものでございます。

この1時間1,000円の使用料についてでございますが、1平米当たりの単価は流作グラウンドと同程度となります。

次に、議案第19号 高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

なお、別添の新旧対照表及び参考資料11ページもあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、高浜市やきものの里かわら美術館運営審議会における部会制を廃止する等のためでございます。

美術館の円滑な運営を図るため設置しております美術館運営審議会については、考古・工芸部会、美術部会、普及部会の3部会、それぞれ5人以内の委員で組織されており、美術館の運営に関すること・美術館資料の展示に関すること・美術館資料の購入、寄贈及び寄託に関することについて調査審議をいただいております。

かわら美術館は、現在「みんなで美術館」をコンセプトに、これまでの展示鑑賞中心の美術館から、市民が集い、知的好奇心やまちに対する愛着・誇りを高めながら、能動的に活動する場への転換を目指しておりますが、その目指す姿の実現に向けて、利活用者の視点からの意見・提案を取り入れた運営を進めていくため、運営審議会のあり方を見直すものでございます。

改正の内容でございますが、美術館運営審議会について定めております第12条について、調査審議事項について定めている第2項では、第2号中「美術館資料の展示」を「芸術文化活動の振興」に改め、第3号を削除し、第3項では、3部会を廃止し、一本化することから、「審議会は、委員15人以内をもって組織する。」としております。また、第4項においては、委員の構成について、幅広い見地から意見をいただくため、「活動を行う者」の次に、「市内の公共的団体の役員」を加えるものでございます。

なお、附則第1項において、この条例の施行期日を平成29年4月1日とし、第2項では、やきものの里かわら美術館運営審議会委員の報酬額を定めております高浜市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例、別表において、これまでの委員については、考古・美術等の専門的知識を有する方をお願いしてまいりましたが、今後は、文化活動を行っている市民団

体の方などに委員に加わっていただくことから、日額2万円を、他の審議会委員と同額の5,800円に改めるものでございます。

次に、議案第20号 高浜市スポーツ施設等の指定管理者の指定の変更について御説明申し上げます。

なお、別添の参考資料11ページもあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、勤労青少年ホームを廃止することに伴い、平成25年12月定例会において御議決いただきました特定非営利活動法人たかはまスポーツクラブを指定管理者とする、高浜市勤労青少年ホームの指定期間について、「平成26年4月1日から平成31年3月31日まで」を「平成26年4月1日から平成29年8月31日まで」に変更することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。原案のとおり御可決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 暫時休憩いたします。再開は13時。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○副議長（浅岡保夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第21号から議案第25号までを会議規則第34条の規定により、一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） 議案第21号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第7回）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億6,004万5,000円を減額し、補正後の予算総額を144億5,810万円といたすものであります。

8ページの繰越明許費をお願いします。

繰越明許費は、2款総務費から10款教育費まで6事業につきまして、国の2次補正予算において交付されるもの及び年度内に事業完了が見込めない事業を平成29年度に繰り越すものであります。

9ページの債務負担行為補正は、入札額の確定等により限度額を変更するものであります。

10ページをお願いします。

地方債補正は、中央公民館解体事業に係る起債が平成29年度となるため、変更いたすものであります。

50ページをお願いします。

歳入でございますが、1款1項2目法人市民税は、3月決算法人の予定納付に伴い、増額をいたすものであります。

4款1項1目配当割交付金及び5款1項1目株式等譲渡所得割交付金は、愛知県における交付見込額の減に伴い、減額をいたすものであります。

9款1項1目地方交付税は、普通交付税不交付となったことに伴い、特別交付税を減額いたすものであります。

52ページをお願いします。

13款2項2目民生費国庫補助金の社会福祉費補助金は、今年度の臨時福祉給付金給付事業の支給見込額の減に伴う減額と、国の第2次補正予算において、グループホーム「あ・うん」の整備費が交付されることになったことに伴い、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を計上いたすものであります。

14款2項2目民生費県補助金の児童福祉費補助金は、子ども医療費支給見込額の増により、子ども医療費補助金を増額いたすものであります。

4目農林水産業費県補助金の農業費補助金は、農地中間管理機構経営転換協力金の見込額の減により、減額をいたすものであります。

54ページをお願いします。

15款2項1目不動産売払収入は、用途廃止に伴う普通財産売払収入の増により、増額をいたすものであります。

16款1項1目一般寄附金は、ふるさと応援寄附金の見込額の増に伴い、増額をいたすものであります。

17款1項1目基金繰入金は、主に、今回の補正予算の財源調整として、財政調整基金繰入金を減額いたすものであります。

56ページをお願いします。

20款1項3目教育債は、中央公民館解体事業に係る起債が平成29年度となるため、減額をいたすものであります。

次に、歳出について申し上げます。

58ページをお願いします。

1款議会費につきまして、1項1目議会費では、高浜市議会の議員の期末手当の支給割合の特例に関する条例の全部改正により、議員期末手当を減額いたすものであります。

2款総務費につきましては、1項1目総務管理費では、退職手当組合負担金の実績見込額の増により、増額をいたすものであります。

6目秘書費は、ふるさと応援事業において、ふるさと応援寄附金の増に伴い、ふるさと応援事

業支援業務委託料を増額いたすものであります。

62ページをお願いします。

3款民生費につきましては、1項5目高齢者在宅・施設介護費では、老人保護措置費の見込額の減により、減額をいたすものであります。

64ページをお願いします。

7目介護保険推進費では、グループホーム「あ・うん」の整備費が交付されることに伴い、当該交付金を計上いたすものであります。

11目子ども医療費につきましては、子ども医療扶助費の見込額の増により、増額をいたすものであります。

19目臨時福祉給付金給付事業費については、今年度の臨時福祉給付金給付事業の支給見込額の減により、減額をいたすものであります。

66ページをお願いします。

3款2項2目保育サービス費では、保育受入者の減少により、民間保育所運営費補助金を減額いたすものであります。

4款衛生費につきましては、1項2目保健・予防費では、総合健診受診者数の増による健康診査委託料の増額と、個別予防接種受診者数の減により個別予防接種委託料を減額いたすものであります。

68ページをお願いします。

4款2項1目ごみ処理・リサイクル推進費及び3目衛生費では、衣浦衛生組合分担金の額の確定に伴い、分担金を減額いたすものであります。

6款農林水産業費につきましては、1項1目農業委員会費では、農地中間管理機構経営転換協力金の見込額の減に伴い、減額をいたすものであります。

8款土木費につきましては、2項1目生活道路新設改良費では、道路橋りょう修繕工事費の見込額の減に伴い、減額をいたすものであります。

70ページをお願いします。

8款3項1目河川費では、雨水排水施設修繕工事費の減により、減額をいたすものであります。

9款消防費につきましては、1項1目消防費では、衣浦東部広域連合分担金の額の確定に伴い、減額をいたすものであります。

74ページをお願いします。

10款教育費につきましては、5項2目生涯学習機会提供費では、中央公民館解体工事費の確定により、減額をいたすものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○副議長（浅岡保夫） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第22号 平成28年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）について御説明申し上げます。

補正予算書の15ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ2億886万3,000円を減額し、補正後の予算総額を39億5,460万1,000円といたすものであります。

補正予算説明書の96ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明申し上げます。

1 款国民健康保険税は、一般現年分及び退職現年分の被保険者・世帯数の減により、全体で4,757万7,000円を減額いたすものであります。

2 款国庫支出金は、療養給付費等負担金及び財政調整交付金等の収入実績見込みに基づき、全体で2,533万7,000円を減額いたすものであります。

98ページをお願いいたします。

3 款療養給付費交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づく収入実績見込みにより、908万4,000円を減額いたすものであります。

5 款県支出金は、収入実績見込みに基づき、1 項県負担金を179万3,000円減額、2 項県補助金を1,106万3,000円減額いたすものであります。

6 款共同事業交付金は、愛知県国民健康保険団体連合会からの通知に基づく収入実績見込みにより、1 億1,119万2,000円を減額いたすものであります。

100ページをお願いいたします。

8 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、繰入基準に基づく繰入額の確定等により、560万3,000円を減額いたすものであります。

10 款 1 項延滞金、加算金及び過料は、一般被保険者延滞金及び退職被保険者等延滞金の収入実績見込みに基づき、297万8,000円を増額いたすものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

102ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は、年間の保険給付費の実績見込みに基づき、1 項 1 目一般被保険者療養給付費を3,589万2,000円減額とし、1 項 2 目退職被保険者等療養給付費を882万9,000円減額いたすなど、1 項療養諸費を4,793万9,000円減額するとともに、2 項高額療養費を81万円増額いたすものであります。

104ページをお願いいたします。

6 款介護納付金は、納付金の確定に伴い、86万8,000円減額するものであります。

7 款共同事業拠出金は、拠出金の確定に伴い、1 項 1 目共同事業医療費拠出金を516万3,000円増額するものであります。

9款1項1目支払準備基金積立金の減額は、主に今回の補正に伴う財源調整を行うものであります。

106ページをお願いいたします。

12款予備費の増額は、今回の補正に伴う全体調整を行うものであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第23号 平成28年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）について御説明申し上げます。

補正予算書の21ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,769万1,000円を減額し、補正後の予算総額を13億9,088万円とするものでございます。

補正予算説明書の114ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款1項1目下水道事業費負担金801万5,000円の増額は、主に受益者負担金の対象地の徴収猶予について土地利用状況の変更により、これを解除したものでございます。

2款1項1目下水道事業使用料1,219万5,000円の増額は、下水道接続者の増加等によるものであります。

3款1項1目下水道事業費国庫補助金1,900万円の増額は、社会資本整備総合交付金の内示額の確定によるものでございます。

8款1項1目下水道事業債1億690万円の減額は、汚水施設建設事業費の工事請負費及び物件移転補償費等の確定見込みを考慮し、公共下水道の借り入れを9,690万円減額し、矢作川・境川流域下水道衣浦東部処理区建設事業負担金の減額に伴う流域下水道の借り入れを1,000万円減額するものでございます。

ページをはねていただき、116ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費23万5,000円の減額は、主に雨水貯留・浸透施設設置奨励補助金制度の利用状況によるものであります。

1款1項2目維持管理費280万1,000円の減額は、下水道使用量の増加により、衣浦東部流域下水道維持管理費負担金が996万1,000円増額となり、一方、委託料、使用料徴収業務負担金、補修工事費、消費税の確定及び確定見込みによる減額によるものであります。

1款2項1目下水道建設費は、全体で6,465万5,000円を減額するもので、主なものは、15節工事請負費は、執行残を含む確定見込み額3,300万円、19節負担金、補助及び交付金1,001万1,000円は、衣浦東部処理区建設事業負担金の確定によるもの、22節補償、補填及び賠償金1,800万円は、工事に伴うガス管・水道管の移設補償費の確定及び確定見込みによるものでございます。

最後に、120ページをお願いいたします。

ごらんの地方債の現在高の見込みに関する調書において、当該年度中起債見込額 4 億 2,830 万円を 3 億 2,140 万円とし、当該年度末現在高見込額を補正前と比べ 1 億 689 万 9,000 円少ない 76 億 7,559 万 7,000 円といたしております。

説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○副議長（浅岡保夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、議案第 24 号 平成 28 年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第 3 回）について御説明申し上げます。

補正予算書 29 ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定で、歳入歳出それぞれ 2,329 万 1,000 円を減額し、補正後の予算総額を 26 億 1,313 万 2,000 円とするとともに、介護サービス事業勘定で、歳入歳出それぞれ 20 万 5,000 円を追加し、補正後の予算額を 4,813 万 3,000 円といたすものであります。

34 ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正は、介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画策定業務委託料の契約に伴い、限度額を減額いたすものであります。

補正予算説明書 130 ページをお願いいたします。

まず、保険事業勘定の歳入でございますが、3 款 1 項国庫負担金、2 項国庫補助金、4 款 1 項支払基金交付金、5 款 1 項県負担金、3 項県補助金、そして、132 ページ、7 款 1 項他会計繰入金は、歳出の介護サービス及び介護予防サービス等諸費、また、地域支援事業費における介護予防事業費の実績見込みに伴い、それぞれ減額をいたしております。

134 ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、1 款 2 項 1 目賦課徴収費及び 1 款 5 項 1 目介護保険審議会費は、それぞれ契約に伴う委託料の減額であります。

2 款 1 項 5 目居宅介護住宅改修費、6 目居宅介護サービス計画給付費及び 2 項 1 目介護予防サービス計画給付費は、実績見込みにより減額を、2 目地域密着型介護予防サービス給付費及び 5 目介護予防サービス計画給付費は、要支援認定者のサービス利用の増加に伴い、それぞれ増額いたしております。

136 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費は、訪問型サービス事業及び通所型サービス事業の利用者が当初の見込みより少なかったことから、それぞれ減額いたすものであります。

2 目介護予防・ケアマネジメント事業費の減額は、総合事業における介護予防ケアマネジメントに係る支払いが生じないことによるものであります。

146 ページをお願いいたします。

次に、介護サービス事業勘定の歳入でございますが、1 款 1 項 1 目介護予防給付手数料は、総

合事業における介護予防プラン作成手数料を減額いたしております。

2款1項1目一般会計繰入金は、主に介護予防プラン作成手数料の減額に伴い、職員給与費等繰入金を増額いたしております。

148ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、1款1項1目介護予防支援事業費では、要支援者及び事業対象者の増加に伴い、介護予防支援事業委託料及び介護予防ケアマネジメント事業委託料をそれぞれ増額いたすものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（浅岡保夫） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第25号 平成28年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について御説明申し上げます。

補正予算書の37ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ1,598万2,000円を減額し、補正後の予算総額を4億6,743万6,000円といたすものであります。

補正予算説明書の156ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料は、収入実績見込みに基づき1目特別徴収保険料を1,320万5,000円減額し、2目普通徴収保険料を892万円（訂正後述あり）増額いたすものであります。

3款1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金として366万9,000円減額いたすものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

158ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料収入の実績見込みにより、保険料負担金を1,231万3,000円減額するとともに、保険基盤安定負担金を366万9,000円減額いたすものであります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（浅岡保夫） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） すみません、先ほど1款1項のところ、後期高齢者医療保険料でございますが、2目普通徴収保険料を892万円の増額と申し上げましたが、89万2,000円の増額でございます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（浅岡保夫） では、次に日程第9 議案第26号から議案第33号までを会議規則第34条の規定により、一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） 議案第26号 平成29年度高浜市一般会計予算につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ140億2,700万円と定めるものでございます。

また、前年度比較につきましては、予算書の55ページ、56ページをお願いします。

歳入歳出それぞれ、前年度比マイナス2.6%、3億7,040万円の減といたすものであります。歳入歳出それぞれの款別の前年度比較は記載のとおりでございます。

10ページにお戻りをお願いします。

債務負担行為は、「電子計算機借上料（ファイル無害化システム）」を初め3つの事項について定めております。

11ページをお願いします。

地方債は、中学校施設改修事業を初め5件について、2億8,400万円を計上いたしております。

55ページをお願いします。

歳入につきまして、1款市税は87億1,750万3,000円で、前年度比3.1%、2億6,529万1,000円の増を見込んでおります。

60ページをお願いします。

市税のうち、1款1項1目個人市民税は、納税義務者数及び給与所得者の総所得金額の増により、前年度比1億2,943万9,000円増の30億4,238万円を、2目法人市民税は、前年度並みの6億7,154万3,000円を、2項1目固定資産税は、戸建て新築及び企業の設備投資による償却資産の増により、1億637万5,000円増の37億5,859万円を見込んでおります。

64ページをお願いします。

2款地方譲与税から66ページの8款地方特例交付金は、27年度の実績及び28年度の交付見込額などをもとに計上いたしております。

66ページの9款地方交付税は、28年度に普通交付税の不交付となりましたので、特別交付税のみ計上し、前年度比1億6,500万円減の1,500万円を見込んでおります。

68ページをお願いします。

11款分担金及び負担金は、前年度比622万円増の2億2,280万6,000円を、12款使用料及び手数料は、1項使用料と2項手数料を合わせて、前年度比829万8,000円減の1億6,124万円を計上いたしております。

72ページをお願いします。

13款国庫支出金は、1項国庫負担金、2項国庫補助金、3項委託金を合わせて、前年度比

3,214万7,000円減の16億7,957万9,000円で、1項国庫負担金では、障害者自立支援給付費負担金、児童手当負担金、子どものための教育・保育給付費負担金などを、2項国庫補助金では、マイナンバー制度による個人番号カード交付事業に対する補助金や子ども・子育て支援交付金を計上いたしております。

76ページをお願いします。

14款県支出金は、1項県負担金、2項県補助金、3項委託金を合わせて、前年度比5,972万6,000円増の9億6,280万7,000円で、1項県負担金では、障害者自立支援給付費負担金、児童手当負担金、施設型教育・保育給付費等負担金などを、2項県補助金では、79ページの5目商工費県補助金において、新あいち創造産業立地補助金などを計上いたしております。

82ページをお願いします。

16款寄附金は、前年度比657万8,000円増の1,601万1,000円で、ふるさと応援寄附金の増加を見込んでおります。

17款繰入金は、前年度比2億3,592万8,000円減の1億9,533万1,000円で、財政調整基金繰入金は1億9,278万1,000円を計上いたしております。

88ページから91ページまでをお願いします。

20款市債は、前年度比2億9,000万円減の2億8,400万円で、高浜中学校外壁等改修工事費などの中学校債や中央公民館解体事業などの社会教育債を主に計上いたしております。

続きまして、歳出の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

108ページをお願いします。

総務費の1項12目企画費は、2、総合計画進行管理事業において、第6次総合計画後期基本計画の策定に向けて、総合計画審議会委員報酬などを計上しています。

110ページをお願いします。

14目電算管理費では、1、総合住民情報管理事業において、総合窓口・総合住民情報システム業務委託料や住民票の写し等各種証明書をコンビニ交付するための地方公共団体情報システム機構負担金などを計上しています。

114ページをお願いします。

18目防災対策費では、1、防災活動事業において、庁用器具費に、高取及び港小学校並びに高浜中学校への防災備蓄倉庫設置費を計上し、避難所の中心となる全ての小・中学校への設置を完了いたす予定であります。

116ページから119ページをお願いします。

2項1目賦課徴収費では、2、市税賦課事業において、119ページの委託料に、土地・家屋台帳履歴管理システム構築業務委託料を計上し、来庁者閲覧サービスの向上と更新作業の効率化を図るとともに、3、市税等徴収事業において、滞納整理専門職員の配置に係る賃金を計上し、徴

収率の向上を目指してまいります。

134ページをお願いします。

1 項 3 目障害者在宅・施設介護費では、1、障害者自立支援給付事業において、障害福祉サービス等給付費や障害児給付費などを計上しております。

138ページをお願いします。

5 目高齢者在宅・施設介護費では、7、老人保護措置事業において、養護老人ホームの建てかえを支援するため、養護老人ホーム高浜安立施設整備費補助金を計上しております。

148ページから151ページをお願いします。

2 項 2 目保育サービス費では、2、保育園管理運営事業において、151ページの委託料に、(仮称)たかとりこども園土地測量業務委託料を計上し、保育ニーズに対応した環境の整備に着手してまいります。

156ページをお願いします。

2 項 3 目家庭支援費では、10、放課後児童健全育成事業において、児童クラブ業務委託料を増額し、吉浜児童センター内に、(仮称)吉浜第2児童クラブを設置してまいります。

168ページをお願いします。

1 項 3 目医療対策推進費では、2、地域医療振興事業において、刈谷豊田総合病院高浜分院の施設整備費として、病院施設設備整備費補助金を、170ページの7目上水道費では、1、水道事業会計繰出金において、加圧給水車整備のための給水車整備事業繰出金を計上し、災害時等における飲料水確保の迅速な対応を図ってまいります。

184ページから187ページをお願いします。

1 項 2 目商工業振興費では、5、産業経済活性化事業において、187ページの補助金に、企業再投資促進補助金を計上するほか、10、地方創生推進交付金事業では、コミュニティ・ビジネス手法を用いた高浜高校生によるソーシャル・ビジネスプロジェクト活動を支援するための費用を計上いたしております。

188ページから191ページをお願いします。

190ページの2 項 1 目生活道路新設改良費では、2、市道新設改良事業において、高浜芳川緑地多目的広場へのアクセス道路整備のための道路改良工事費を計上いたしております。

200ページをお願いします。

7 項 1 目建築総務費では、1、建築総務事業において、空き家等対策計画の策定に向けた空家実態調査業務委託料を計上いたしております。

210ページをお願いします。

2 項 1 目学校管理費の1、小学校維持管理事業では、消耗品費に、クラス増に対応するための机や椅子などの消耗品を計上するほか、213ページの委託料に、高浜小学校等整備事業を円滑に

進めるため、高浜小学校等整備事業設計・建設モニタリング業務委託料を計上するほか、高取小学校の大規模改修に向けて、高取小学校大規模改修基本計画策定業務委託料を計上いたしております。

216ページから219ページをお願いします。

3項1目学校管理費では、2、中学校維持管理事業において、219ページの工事請負費に、高浜中学校外壁等改修工事費等を計上するほか、3、中学校給食運営事業において、庁用器具費に、食器食缶トレイ洗浄機など給食備品更新のための費用を計上いたしております。

228ページをお願いします。

4目青少年育成・活動支援費では、3、勤労青少年ホーム管理事業において、その跡地に、民間活力の導入による新たなスポーツ拠点を整備するための勤労青少年ホーム跡地活用支援業務委託料を計上しております。

230ページをお願いします。

6目文化財保護費では、1、文化財保護事業において、まちの歩みを知ることができる有形・無形の貴重な資料等を保存し、後世へ伝えるため、市誌編さんへの取り組みを進めてまいります。

232ページから235ページの6項2目生涯スポーツ費では、1、生涯スポーツ推進事業において、235ページ最上段のとおり、高浜芳川緑地多目的広場管理運営委託料を計上し、野球やサッカーなどのスポーツ振興や市民の健康増進を図ってまいります。

236ページをお願いします。

12款公債費は、前年度とほぼ同額の9億959万5,000円を計上いたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○副議長（浅岡保夫） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第27号 平成29年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の15ページをお願いいたします。

平成29年度高浜市国民健康保険事業特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ38億9,745万6,000円と定めるもので、前年度比0.5%、1,976万3,000円の減といたしております。

それでは、まず、歳入について御説明申し上げます。

予算説明書の267ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税は、全体で9億9,195万円とし、前年度比3.4%、3,522万5,000円の減を見込んでおります。

内訳といたしましては、270ページの1項1目一般被保険者国民健康保険税では、1節医療給付費分現年課税分から272ページの6節介護納付金分滞納繰越分まで、合わせて9億4,964万8,000円を見込み、2目退職被保険者等国民健康保険税につきましても、1節医療給付費分現年

課税分から、6節介護納付金分滞納繰越分まで、合わせて4,230万2,000円をそれぞれ見込んでおります。

なお、現年課税分の積算に当たりましては、平成28年度の本算定時の課税総所得金額等に基づき算出したしており、収納率につきましては、平成28年度の実績見込みを踏まえ、設定いたしております。

次に、2款国庫支出金は、全体で7億1,058万8,000円とし、前年度比1.8%、1,266万円の減を見込んでおります。

内訳といたしまして、1項1目1節療養給付費等負担金の現年度分では、療養給付費負担金、介護保険介護給付費納付金負担金、後期高齢者支援金負担金等、合わせて6億1,851万5,000円を見込んでおり、2項1目財政調整交付金では、平成27年度の交付実績を踏まえ、5,111万4,000円を、2目システム開発費等補助金では、平成30年度からの国保新制度に伴う業務準備に係る補助金として1,406万1,000円を見込んでおります。

274ページをお願いいたします。

3款療養給付費交付金は、平成28年度の交付実績を踏まえ、前年度比30.1%減の7,205万4,000円を見込んでおります。

4款前期高齢者交付金は、平成28年度の交付実績を踏まえ、前年度比19.3%増の6億5,817万6,000円を見込んでおります。

5款県支出金は、全体で1億9,051万9,000円とし、前年度比8.4%、1,762万1,000円の減を見込み、主なものといたしまして、2項1目都道府県財政調整交付金1億6,362万2,000円を見込んでおります。

6款共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金、合わせて8億7,787万9,000円を見込み、前年度比9.1%、8,809万2,000円の減といたしております。

276ページをお願いいたします。

8款繰入金は、全体で3億5,255万1,000円とし、1項1目一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定制度及び職員給与費等の繰入基準に従って、一般会計から繰り入れを行うとともに、福祉医療波及分及び退職者医療制度影響分の繰り入れをいたすものであり、2項1目支払準備基金繰入金につきましては、平成30年度からの国保新制度に伴い、国民健康保険支払準備基金3,086万8,000円の繰り入れをいたすものであります。

続きまして280ページ、歳出について御説明申し上げます。

1款総務費は、全体で8,665万3,000円とし、職員9人分の人件費のほか、国保事業の運営や国税の賦課徴収に係る経費及び平成30年度からの国保新制度に伴う業務準備に係るシステム構築委託料等を計上いたしております。

282ページをお願いします。

2 款保険給付費は、平成28年度の実績見込み額に基づき、全体で21億4,516万4,000円を見込み、前年度比2.1%、4,699万7,000円の減といたしております。

主な内訳といたしましては、1 項 1 目一般被保険者療養給付費を17億9,846万4,000円、2 目退職被保険者等療養給付費を6,978万円、3 目一般被保険者療養費を2,664万円、2 項高額療養費を2 億1,574万6,000円といたしております。

284ページをお願いいたします。

4 項 1 目出産育児一時金及び5 項 1 目葬祭費は、年間交付件数を見込み計上いたしております。

3 款後期高齢者支援金等は、平成28年度の実績見込みに基づき、前年度比5.0%減の5 億537万4,000円を計上いたしております。

286ページをお願いいたします。

6 款介護納付金は、平成28年度の概算納付見込額等に基づき、前年度比6.5%増の1 億8,564万5,000円を計上いたし、7 款共同事業拠出金は、平成28年度の愛知県全体の拠出見込額に基づき、高額医療費共同事業医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金をそれぞれ算定し、全体で3.2%増の9 億1,239万4,000円を計上いたしております。

288ページをお願いいたします。

8 款保健事業費は、全体で4,896万7,000円を計上しており、主な事業といたしましては、特定健康診査等事業、診療報酬明細書（レセプト）点検事業、医療費通知事業、健康診査費用助成事業及びデータヘルス計画に伴う国保ヘルスアップ事業の実施とあわせ、第2次データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の策定を計上いたしております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第28号 平成29年度高浜市土地取得費特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の21ページをお願いいたします。

平成29年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ6,530万3,000円とするもので、前年度対比613万円の増額となっております。

予算説明書の310ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1 款 1 項財産運用収入、1 目基金運用収入及び2 目財産貸付収入は、それぞれ所有地の貸し付けにより、160万2,000円を見込み、計上いたしております。

2 項 1 目不動産売払収入の6,369万1,000円は、土地取得費特別会計所有地等の処分、約748平方メートルを見込んで計上いたしております。

次に、312ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1 款 1 項 1 目土地取得費のうち13節委託料110万1,000円は、売払予定地

の用地測量業務委託料として2件分、保有する土地の草刈業務委託料を計上いたしております。

17節公有財産購入費6,313万2,000円は、土地の売払処分に伴い、土地取得費特別会計用地の取得、約783平方メートルを見込んで計上をいたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

続きまして、議案第29号 平成29年度高浜市公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の27ページをお願いいたします。

平成29年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ15億5,512万9,000円とするもので、前年度対比では6.1%、8,920万円の増額となっております。

説明書の320ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目下水道事業費負担金2,405万1,000円は、平成30年度に供用開始する地区に対して受益者負担金を賦課徴収するもので、現年度分として2,366万1,000円と滞納繰越分として39万円をそれぞれ見込み、計上いたしております。

2款1項1目下水道事業使用料3億1,083万5,000円は、現年度分として3億921万円と滞納繰越分として162万5,000円を見込み、計上いたしております。

3款1項1目下水道事業費国庫補助金5,650万円は、前年度対比7.4%、450万円の減額となります。汚水管の施設整備事業費を社会資本整備総合交付金として対象事業費1億1,300万円と見込み、交付率は2分の1で、その額を計上いたしております。

5款1項1目一般会計繰入金6億8,588万4,000円は、前年度対比7.1%、4,550万2,000円の増でございます。

次に、322ページをお願いいたします。

8款1項1目下水道事業債4億7,780万円は、前年度対比11.6%、4,950万円の増額となっております。

次に、324ページをお願いいたします。

歳出について御説明申し上げます。

1款1項1目一般管理費3,384万4,000円は、職員の人件費が主なものです。

1款1項2目維持管理費2億5,813万8,000円は、13節の委託料として台帳作成業務委託料、マンホールポンプ保守点検・遠方監視業務委託料等で、1,731万4,000円を、15節工事請負費は、管路補修工事費として1,197万円を、19節負担金、補助及び交付金として、矢作川・境川流域下水道衣浦東部処理区維持管理費負担金及び下水道使用料徴収業務負担金等で2億1,080万円を計上いたしております。

次に、326ページをお願いいたします。

1款2項1目下水道建設費は6億8,081万円で、前年度対比は11.5%、7,036万円の増となっております。

おります。

この主なものは、328ページ、13節委託料6,980万7,000円は、汚水施設建設事業で、平成30年度施工予定区域等の設計業務委託料、下水道事業公営企業会計移行業務委託料、事業変更認可申請図書作成業務委託料等で、前年度対比で2.1%、142万1,000円の増額でございます。

15節工事請負費は4億4,014万円で、汚水施設建設事業、論地処理分区、中部第1・第2処理分区の計3処理分区で約15.2ヘクタールの函渠築造工事、前年度整備をいたしました箇所舗装復旧工事等を計上いたしております。

19節負担金、補助及び交付金5,830万3,000円は、矢作川・境川流域下水道衣浦東部処理区建設事業負担金の5,807万3,000円等を計上いたしております。

22節補償、補填及び賠償金8,240万円は、工事の施工に伴い支障となります水道管、ガス管等の移設・移転補償費となっております。

2款1項公債費は、公共下水道整備に係る借入金の元金及び利子の償還金として5億8,133万7,000円をお願いいたすものでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第30号 平成29年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の33ページをお願いいたします。

平成29年度の予算総額は、歳入歳出2,928万3,000円とするもので、前年度対比84万円の減額となっております。

予算説明書の344ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目駐車場使用料2,928万円、三高駅西駐車場使用料で、前年度対比で84万円の減額を見込み、計上いたしております。

次に、346ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目駐車場管理費の主なものは、11節修繕料130万円については、駐車場施設の経年劣化等に伴う見込み計上でございます。

13節委託料1,520万円は、駐車場の指定管理者でございます株式会社日本メカトロニクスへの指定管理料でございます。

14節使用料及び賃借料540万円は、三高駅西駐車場敷地の所有者でございます名鉄株式会社の借地料でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、議案第31号 平成29年度高浜市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の39ページをお願いいたします。

保険事業勘定における予算総額は、歳入歳出それぞれ27億1,321万9,000円と定めるもので、前年度対比3.7%、9,780万4,000円の増といたしております。

また、介護サービス事業勘定における予算総額については、歳入歳出それぞれ4,939万1,000円と定めるもので、前年度対比24.1%、958万5,000円の増といたしております。

予算説明書358ページをお願いいたします。

まず、保険事業勘定の歳入でございますが、1款保険料は、前年度対比1.5%増の6億1,030万1,000円を見込んでおります。

362ページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料は、一般介護予防事業における宅老所やものづくり工房などの使用料が主なものであります。

3款国庫支出金は、前年度対比3.6%増の5億7,126万3,000円で、介護給付費負担金、調整交付金、364ページの介護予防・日常生活支援総合事業に係る地域支援事業交付金などを、4款支払基金交付金では7億1,818万円を、5款県支出金では3億7,231万1,000円を、給付費に対する割合に応じてそれぞれ計上いたしております。

366ページをお願いいたします。

7款繰入金は4億3,899万8,000円で、1項1目一般会計繰入金は、前年度対比3.2%、1,232万4,000円増の3億9,412万6,000円を計上いたしております。

368ページをお願いいたします。

7款2項基金繰入金は4,487万2,000円で、介護給付費準備基金からの繰入金であります。

9款3項雑入は99万3,000円で、370ページの介護用品等給付費本人負担金や宅老所送迎利用者実費収入が主なものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

372ページをお願いいたします。

1款総務費は、前年度対比1.7%減の6,277万円で、職員4人分の人件費のほか、被保険者証や資格者証などの作成、賦課徴収、介護認定審査会、介護認定調査、そして介護保険審議会に係る経費をそれぞれ計上いたしております。

376ページをお願いいたします。

2款保険給付費は、前年度対比3.9%増の25億2,734万9,000円で、1項介護サービス等諸費では、居宅介護、地域密着型介護、施設介護などのサービス給付費として23億3,513万9,000円を計上いたしております。

378ページをお願いいたします。

2項介護予防サービス等諸費では、要支援の方に対する介護予防サービスなどの給付費を、3

項高額介護サービス費、4項高額医療合算介護サービス等費は、平成28年度における実績見込みを踏まえ計上いたしております。

380ページをお願いいたします。

2款6項特定入所者介護サービス費は、低所得の方が介護保険施設に入所した際、負担限度額を超える食費と居住費について、補足的な給付を行うものであります。

3款保健福祉事業費は、前年度対比0.7%増の557万円で、介護用品等の給付や住宅改修に係る補助金の22%分を計上いたしております。

4款地域支援事業費は、前年度対比2.5%増の1億1,537万4,000円で、1項介護予防事業費では、介護予防・生活支援サービス事業費として、訪問型サービスや382ページの通所型サービスなどに係る事業費をそれぞれ計上いたしております。

4款2項一般介護予防事業費では、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業を初め、384ページの地域介護予防活動支援事業として、宅老所などの指定管理料などのほか、生涯現役のまちづくり事業に関する経費を計上いたしております。

386ページをお願いいたします。

4款3項包括的支援事業・任意事業費では、地域包括支援センター運営事業や権利擁護事業などのほか、地域包括ケアシステムの構築に向け、388ページの在宅医療・介護連携推進事業及び認知症総合支援事業に加え、新たに生活支援体制整備事業として、生活支援コーディネーターの配置などに係る経費を計上いたしております。

続きまして、介護サービス事業勘定について御説明申し上げます。

410ページをお願いいたします。

次に、介護サービス事業勘定の歳入でございますが、1款使用料及び手数料は909万5,000円で、主に介護予防サービス計画手数料を計上いたしております。

2款繰入金は、職員給与費等繰入金として4,028万2,000円を一般会計から繰り入れるものであります。

412ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、1款1項介護予防支援事業費は、介護予防サービス計画の作成などに係る職員5人分の人件費のほか、臨時職員の雇用に要する賃金、指定居宅介護支援事業者への介護予防支援事業委託料など、合わせて4,939万1,000円を計上いたしております。

説明は以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

○副議長（浅岡保夫） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第32号 平成29年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の47ページをお願いいたします。

平成29年度高浜市後期高齢者医療特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ4億7,575万3,000円と定めるもので、前年度比3.3%、1,634万円の減といたしております。

まず、歳入について御説明申し上げます。

予算説明書の428ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料は、前年度比1.3%、513万4,000円減の3億7,599万7,000円を見込み、特別徴収に係る保険料として、現年度分全体の約49.86%、1億8,719万1,000円を計上し、普通徴収に係る現年度分の保険料として、全体の約50.14%、1億8,767万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

3款繰入金は、前年度比10.6%、1,120万6,000円減の9,424万4,000円を見込み、人件費等に係る職員給与費等繰入金として2,462万7,000円、保険料の軽減実施に伴う減収分を補填するための保険基盤安定繰入金として6,961万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

432ページをお願いいたします。

次に、歳出について御説明申し上げます。

1款総務費は、全体で前年度比31.8%、1,146万円減の2,463万1,000円で、人件費のほか、後期高齢者医療推進事業及び保険料徴収事業に係る事務的経費であります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度比1.1%、488万円減の4億4,562万7,000円を見込み、保険料負担金として3億7,601万円、保険基盤安定負担金として6,961万7,000円を計上いたしております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第33号 平成29年度高浜市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

水道事業会計予算及び説明書の3ページをお願いいたします。

第2条の業務の予定量、給水栓数1万9,173栓を見込み、年間総給水量は、過年度実績並びに本年度の給水状況等を考慮し、前年度より8万1,000立方メートル増の505万1,000立方メートルを予定いたしております。

1日平均給水量1万3,838立方メートルは、年間総給水量を365日で除して算出した水量でございます。

主な建設改良事業は、配水管網等布設整備工事として2,970万円、水道施設近代化工事として3億3,533万円をそれぞれ予定し、施設整備を進めてまいります。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、1款水道事業収益を前年度より1.2%、1,027万2,000円増の8億5,841万2,000円を見込み、水道事業費用では、1項営業費用で県水受水費を含む配水及び給水費、総経費、有形固定資産減価償却費等、7億4,774万3,000円を、第2項営業外

費用、支払利息、雑損失等3,025万2,000円、第3項特別損失40万円、第4項予備費300万円としており、前年度より0.1%、76万7,000円増の7億8,139万5,000円を予定いたしております。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、重要給水施設配水管布設替工事、下水道工事に伴う配水管移設工事等、計画的に耐震管に布設がえを進めるとともに、老朽化した高浜配水場の電動仕切弁取替工事、電気設備改修工事を実施するための建設改良費を4億403万円、企業債償還金を4,726万7,000円とし、資本的支出額を前年度より5.7%、2,434万2,000円増の4億5,129万7,000円を予定し、これらの事業の財源として、企業債、出資金、負担金、補助金で資本的収入額を1億1,556万4,000円と見込み、資本的収入額が資本的支出額に対して不足をします額3億3,573万3,000円については、減債積立金4,726万7,000円及び建設改良積立金9,000万円を取り崩し、残りを損益勘定留保資金等の内部資金で補填することといたしております。

4ページをお願いいたします。

第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額でございまして、配水管布設替工事実施設計業務委託料1,500万円について限度額を定めるものでございます。

第6条は、起債の目的、限度額等について定めるもので、水道施設整備事業に対して2,000万円の起債を予定いたし、第7条から第11条までは、一時借入金の限度額並びに予算の流用等について一般的事項を定めるものでございます。

説明は以上でございまして、よろしくをお願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 暫時休憩いたします。再開は14時15分。

午後2時7分休憩

午後2時15分再開

○副議長（浅岡保夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 報告第1号及び報告第2号を会議規則第34条の規定により、一括議題といたします。

逐次、報告説明を求めます。

都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、報告第1号 平成29年度高浜市土地開発公社の経営状況について、その概要を御報告申し上げます。

平成29年度事業計画書及び予算書の2ページをお願いいたします。

平成29年度の事業は、市の南部地区の横浜橋より南側、市道港線の視距改良及び歩道設置事業に係る用地の取得及び処分を予定しており、新たに116平方メートルの用地を取得し、既に取得しております82平方メートルの用地を処分する計画といたしております。

次に、4ページをお願いいたします。

予算でございまして。

第3条、収益的収入及び支出のうち、収入、第1款事業収益は5,792万円、内訳は、公有地取得事業収益と附帯等事業収益で、公有地取得事業収益は、用地処分に伴う収入額、附帯等事業収益は、不動産貸し付け等の収入でございます。

次に、第2款事業外収益は7,000円、内訳は、受取利息と雑収益でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

支出は、第1款事業原価5,669万9,000円は、公有地の処分に伴う原価でございます。

2款販売費及び一般管理費114万9,000円は、役員報酬及び法人市県民税や不動産の貸し付けに伴う公租公課の支出が主なものでございます。

次に、第4条、資本的収入及び支出のうち、収入、第1款資本的収入は1億159万1,000円、内訳は、借入金と造成事業費用振替収入で、新たな用地取得に伴う費用や、保有地の維持管理などに伴う費用の支出に対する借入金と、用地の処分に伴う収入額を収益的予算から資本的予算に振りかえる造成事業費用振替収入でございます。

支出は、第1款資本的支出は1億159万1,000円、内訳は、公有地取得事業費と償還金で、新たな用地取得に伴う費用や保有地の維持管理などに伴う費用を支出する公有地取得事業費と、公有地の処分に伴う借入金の償還金でございます。

次に、第5条、借入金は、用地取得造成事業資金に充てるため、15億円を限度として市内に営業所を持つ金融機関及び高浜市から借り入れることとし、利率につきましては、借入先と協議して定め、用地売却代金を収納した都度、償還をするものとしております。

次に、9ページをお願いいたします。

資金計画は、当年度の受入資金は、事業収益、事業外収益、借入金及び繰越金で、1億3,962万7,000円を予定し、支払資金は、販売費及び一般管理費、予備費、公有地取得事業費及び償還金で、1億274万1,000円を予定しております。

次に、10ページをお願いいたします。

予定損益計算書でございまして、経常利益及び当期純利益を7万8,000円と見込んでおります。

最後に、11ページをお願いいたします。

予定貸借対照表でございます。まず、資産の部は4億3,983万円が資産合計、負債の部は3億4,013万7,000円が負債合計、資本の部は9,969万3,000円が資本合計で、負債資本合計は4億3,983万円でございます。

以上、平成29年度高浜市土地開発公社の経営状況の報告といたします。よろしくをお願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 報告第2号 平成29年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について御報告を申し上げます。

事業計画書及び収支予算書の2ページ、事業計画総括表をお願いします。

平成29年度の受託事業としましては、1、公共施設維持管理事業から10、観光サービス事業まで46事業の実施を予定し、このうち株主である高浜市からは31事業の受託を予定しています。

会社独自の自主事業としましては、11、物販・リース事業として5事業に取り組むことといたしております。

社員体制といたしましては、右下の243人に、会社事務所の4人、各業務の応援要員6人を加えました253人で、平成29年度の事業の遂行に当たるといたしております。

各事業の詳細につきましては、4ページから16ページの事業計画明細書のとおりでございます。以上が事業計画書の概要でございます。

続きまして、18ページの平成29年度（第24期）の収支予算書をお願いします。

初めに、収入であります。1款営業収入につきましては、1項の公共施設維持管理事業収入から11項の物販・リース事業収入まで6億835万6,000円に、2款営業外収入を合わせまして、6億841万1,000円を予定いたしております。前期と比較し、3,011万9,000円、4.7%の減を見込んでおります。

次に、支出であります。1款営業費用は5億7,443万4,000円、これに2款営業外費用、3款法人税等、4款消費税及び地方消費税を合わせまして、6億803万円を予定し、収入との差し引きでは、38万1,000円の黒字を見込んでおります。

次に、19ページの貸借対照表をお願いします。

総資産額は2億6,524万6,000円で、前期と比較し43万1,000円の減額となっております。

資産の部では、流動資産は現金・預金、未収入金などで2億5,320万9,000円、固定資産は有形固定資産と無形固定資産を合わせて1,203万7,000円となっております。

負債の部では、流動負債は買掛金から賞与引当金まで6,041万3,000円、固定負債は長期リース債務で161万2,000円、合わせて6,202万5,000円といたしております。

純資産の部では、資本金5,000万円と利益剰余金を合わせて、株主資本2億322万1,000円を見込んでおります。

20ページの損益計算書をお願いします。

売上高は5億7,515万2,000円で、その内訳は、22ページをごらんいただきますと、売上高明細書のとおりであります。

20ページにお戻りをいただきまして、販売費及び一般管理費であります。総額は5億1,793万4,000円、対前期では1,438万6,000円の減額となっております。

その内訳は、23ページをごらんいただきますと、販売費及び一般管理費明細書のとおりであります。

再び20ページにお戻りをいただきまして、平成29年度の経常利益につきましては76万3,000円、

税引き後の当期純利益は38万1,000円と見込んでおります。

最後に、21ページの株式資本等変動計算書をお願いします。

平成29年度末の利益剰余金につきましては、今期末の利益剰余金見込みと合わせまして1億5,322万1,000円を予定いたしております。

報告は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（浅岡保夫） ただいまの報告第1号及び報告第2号は、報告事項ですので、御了承をお願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 日程第11 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び高浜市議会会議規則第158条の規定により、お手元に配付してありますとおり、議員を派遣いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決定いたしました。

○副議長（浅岡保夫） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

再開は、2月27日午前10時であります。

本日は、これにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

午後2時25分散会
